

潮来市シンボルマーク



いたこ

ITAKO Public Information



今、「心」をひとつに 力を合わせて

4

2011(平成23年)

Contents

- ・東日本大震災これまでの経過……2～5
- ・被災者支援制度……6～9
- ・災害関連情報……10～12
- ・潮来市からのお知らせ……13～14
- ・5月のカレンダー……15
- ・復興に向けて……16

- 1：子どもたちからのメッセージ
- 2：松田市長、大畠国土交通大臣へ支援を要望
- 3：茨城ゴールデンゴールズの野球教室
- 4：日の出小学校入学式
- 5：日野皓正さんの“がんばれ潮来市”ライブ

3・11 東日本大震災発生

震災直後

目の出地区被害甚大



隆起した歩道（排水溝の蓋）



地盤沈下した歩道



液状化による地盤沈下とふき出た水



大きく傾いた電信柱

● ● ● これまでの主な経過 ● ● ●

- 三月十一日
 - ・午後二時四十六分 東北地方太平洋沖地震発生
 - ・午後三時 災害対策本部設置
 - ・小中学校等に避難所を八箇所設置
 - ・市役所女子職員による避難者への炊き出し開始
 - ・潮来市議会全員協議会（震災対応）給水所設置
- 三月十二日
 - ・政府が東北地方太平洋沖地震による災害を激甚災害に指定
 - ・市内全区長、民生委員、消防部長以上役員に被害状況の説明会を開催（以後、計六回開催）
 - ・自衛隊の派遣（給水活動）
- 三月十四日
 - ・市のホームページに加え、新たにツイッターを活用した地震関連情報提供開始
- 三月十五日
 - ・情報版広報紙臨時号（災害情報）発行（以後、計八回発行）
- 三月二十日
 - ・日の出地区などで地域住民、消防団など約六百五十人による土のうづくりを実施
 - ・無料入浴サービスを開始（四月二十日現在、民間施設を含め七施設で実施）
- 三月二十四日
 - ・水道水の放射能検査実施（以後、計五回の検査を実施、全て基準を下回る）
 - ・潮来市が災害救助法の適用を受ける（三月十一日にさかのぼって適用）
 - ・被災者支援室設置
- 三月二十五日
 - ・橋本知事が日の出地区の被害状況を視察
- 四月一日
 - ・日の出地区で地域住民、消防団、ボランティアなど約千五百人による復旧作業を実施
- 四月十日
 - ・松田市長をはじめ液状化被害に遭った五市の首長、副知事と国土交通大臣、内閣府防災担当大臣、自由民主党政調会長などへ支援要望
- 四月十六日
 - ・内閣府防災担当職員が日の出地区の被害状況を視察

支援の輪広がる

災害復旧・災害支援



市役所女子職員による避難者への炊き出し



地震直後設置された避難所



高校生ボランティアによる支援物資受付



自衛隊による給水活動



皆さんから寄せられた多くの支援物資



保健師による健康相談



地域住民による土砂の撤去



高校生ボランティアによる炊き出し

支援の輪広がる

災害復旧・災害支援



潮来ホテルさんによる送迎バス付の無料入浴サービス



多くのボランティアの皆さんに支えられた無料入浴サービス



鹿島アントラーズ 本山選手や地元の小谷野選手をはじめ選手とコーチによるサッカー指導



南アルプス市からの救援物資



関西から駆けつけた下水道の特殊吸引車



千葉大学看護スタッフによる健康相談



下水道の夜間復旧工事



茨城県建築士会による無料住宅相談



ボランティアとして多くの高校生が活動

液状化等への支援要望



松田市長をはじめ利根川下流の5市長と山口副知事が額賀衆議院議員の案内のもと大畠国土交通大臣へ要望



テレビで放映された松本内閣府防災担当大臣への要望



橋本知事へ被害状況を説明し支援を要望



石破自由民主党政調会長へ住宅の手作りの模型で説明



日の出地区の液状化被害の視察に訪れた内閣府防災担当職員

一人ひとりが、 今、「心」をひとつに 力を合わせて

平成23年3月11日(金)に発生した東日本大震災から一か月半が経過いたしました。

あらためまして、被災されました市民の皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

また、このたびの大震災に際し、あやめサミットで交流のある山梨県南アルプス市をはじめとした全国の自治体や団体、個人の方々から人材や物資など、多くの温かいご支援をいただきました。また、市議会議員をはじめとしたボランティアの方々の方々の活躍など、物心両面から励まをいただきましたことに対しまして、心から感謝と御礼を申し上げます。

市では、地震発生後、直ちに潮来市災害対策本部を立ち上げ、24時間体制で復旧への対策・対応に努めて参りました。

特に、水道・下水道において、日の出地区の皆さんには、たいへんご迷惑をおかけしております。当初、日の出地区の仮復旧予定日を5月下旬とさせていただきますでしたが、関西からかけていただいた、下水道の特殊吸引車や市建設業組合・市管工事組合の皆さんによる昼夜に及ぶ復旧工事により、1ヶ月前倒しとする4月24日(日)を応急復旧による利用予定日と掲げることができました。引き続き、水道・下水道の本復旧や道路につきましても、回復に努めて参ります。

また、液状化被害につきましても、

4月1日(月)に橋本知事へ、4月12日(火)には、利根川下流5市(鹿嶋・神栖・稲敷・香取・潮来市)の首長と山口副知事により、額賀衆議院議員の案内のもと、大畠国土交通大臣、松本防災担当大臣、石破自由民主党政調会長に液状化被害への支援拡大の要望書を提出いたしました。その後、16日(土)には、内閣府参事官補佐が、日の出地区液状化の現場を訪れ、来週の26日(火)にも、内閣府の副大臣が、本市の液状化について、調査をされる予定になっております。引き続き、液状化被害への支援をいただけるよう、努めて参ります。

さらに、度重なる余震や福島第一原子力発電所事故の影響により、今なお予断を許さない状況が続いております。

特に、原発事故は、飲料水や農水産物など、私たちの生活に影響を及ぼしており、また、農産品等における風評被害も出てきていることから、国及び東京電力においては、一刻も早い事態の収束を図られることを強く望むものであります。

市といたしましては、今後とも、関係機関と緊密な連携を図りながら、正確な情報提供や被災者の方々への支援など、迅速、的確な対応に努めて参ります。

本市は、これまで幾多の苦難や困難を乗り越えてきた歴史があります。一人ひとりが、今、「心」をひとつに力を合わせて、助け合い、これまで以上に元氣な潮来を目指して参りましょう。市民の皆さん、よろしくお願ひします。

潮来市災害対策本部長

潮来市長 松田 千春

東日本大震災で資産に被害を受けた皆さまへ

支援制度のご案内

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた方へ、被害程度に応じて市税等の減免や、法令に基づく給付や資金の貸し付けが受けられる制度があります。制度の詳細や個別の相談は、表内の連絡先に記載の番号までお問い合わせください。



《TEL: 0299-63-1111(代表)》

地震被害に伴う市税減免及び給付制度等一覧（平成23年4月18日現在）

1. 市税・保険料等の減免制度

区分	減免項目	減免内容	連絡先
市税	平成23年度 固定資産税・都市計画税	被災した納税者の所有する土地、家屋（半壊以上）、償却資産に被害を被った場合に、その損害の程度により減免。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	税務課 内線 125, 126
	平成23年度 個人市民税	被災した納税者の所有する住宅等が、半壊以上の損害を被ったとき。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	税務課 内線 121, 123
	平成23年度 国民健康保険税	被災した納税者の所有する住宅等が、半壊以上の損害を被ったとき。 詳しい内容および申請受付時期については、決定次第お知らせします。	
保険料	平成23年度 介護保険料	市内に所有する自身の財産等に半壊以上の被害があった場合は、所得段階に応じて保険料を減免もしくは免除します。	介護福祉課 内線 390, 391
高齢者 関係	平成23年度 介護保険利用者負担額	市内に所有する自身の財産等に半壊以上の被害があった場合は、所得段階に応じて利用者負担額を減免もしくは免除します。	
	潮来市軽度生活援助 事業利用者負担額	潮来市軽度生活援助事業を利用している方で、生計中心者が震災により、住宅、家財もしくはその他財産について著しい損害を受けたとき。	
障害者 関係	障害者福祉サービス 利用者負担額	障害者自立支援法に基づく「介護給付費または訓練等給付費の支給」および「特例介護給付費または特例訓練等給付費の支給」について、被害の状況に応じ利用料を減額または免除します。	介護福祉課 内線 393, 394
	地域生活支援事業 利用者負担額	地域生活支援事業に係る費用を、被害の状況に応じ減額または免除します。	
	後期高齢者医療保険料 (茨城県後期高齢者医療広域連合)	災害によって住宅、家財、農作物等に著しい損害を受けたことによる収入の減少により、保険料を納めることが困難な方に対して、後期高齢者医療保険料が減免されます。	市民課 国保年金 G 内線 133, 134

2. 給付制度

給付項目	給付内容	連絡先
被災者生活再建支援制度	世帯の構成員が複数（複数世帯）の場合、「基礎支援金」として全壊世帯に100万円、大規模半壊世帯に50万円支給し、「加算支援金」として、住宅を建設・購入する場合は200万円、補修する場合は100万円、賃借する場合は50万円加算。単身世帯の支給額は、複数世帯に対する支援金の4分の3となります。 申請期限：「基礎支援金」は被災日から13ヶ月以内 「加算支援金」は被災日から37ヶ月以内	社会福祉課 ・子育て支援室 内線 385, 386, 387
潮来市災害見舞金※	この度の地震災害の発生から寄せられた寄付金相当額を、「災害を受けた市民の方へのお見舞金」として、災害の程度に応じて被災された市民の皆さまにお配りする予定です。配布時期や方法など詳細については、改めてお知らせします。	
茨城県災害見舞金※	住宅が「半壊」した世帯に対し、茨城県より3万円が支給されます。 (被災者生活再建支援制度との併給はできません。) 申請期限：6月30日まで	
母子寡婦福祉貸付金の特例措置	災害により被災した母子家庭および寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長、償還期間の支払猶予などの特別措置を講じます。	
児童扶養手当の特別措置	所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限を解除します。	
特別児童扶養手当等の特別措置	所有している資産の2分の1以上に被害があった場合、被災者に対する特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当等について、所得制限を解除します。	介護福祉課 内線 393, 394
住宅応急修理制度	半壊以上の住宅被害があり、避難所等へ避難されていて自ら資力で応急修理できない世帯に対して、日常生活に必要な最低限度の部分に対し、市が事業者へ委託し一定の範囲内で応急修理します。	都市建設課 内線 346, 347

※見舞金については、重複して支給を受けることができます。

《被害程度の区分例》

国の「災害の被害認定基準」に基づき、全壊・大規模半壊・半壊等に区分されます。



【全壊】

建物が崩壊している



【大規模半壊】

仕上げ材が脱落しており、
下地材にひび割れが生じている



【半壊】

仕上げ材が脱落している

3. 資金貸付制度

貸付項目	貸付内容	連絡先
災害援護資金の貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸付けられます。利用にあたっては、所得制限等の条件があります。 ①限度額：350万円 ②利率：年3% ③償還期間：10年 ④保証人：必要 ⑤申込期限：6月30日	社会福祉課 ・子育て支援室 内線 385, 386, 387
母子寡婦福祉資金 の住宅資金	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に 必要な経費が貸付られます。 ①限度額：200万円 ②利率：年1.5%（但し、連帯保証人 をたてた場合は無利子） ③申込期限：特に定めはありませ んが、ご相談ください。	
生活福祉資金 (災害特例小口資金)	潮来市に住所を有し、当座の生活費を必要とする世帯及び災 害救助法の適用となった地域の方に貸付けられます。 ①限度額：10万円（状況により20万円） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・ 保険証	
生活福祉資金 (住宅の増改築・補修等の経費)	今回の災害で被災した住宅（屋根・壁・窓ガラス等）の補修 に関するもの（塀や門扉は対象外）を対象に、災害援護資金 を受けられない方で、低所得者・障害者世帯・高齢者世帯の 方に貸付けられます。 ①限度額：250万円（年利1.5%） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・ 保険証・り災証明書・見積もり書	潮来市 社会福祉協議会 0299-63-1296
生活福祉資金 (災害を受けたことによる経費)	今回の災害で被災したことによる家財道具購入に関するもの (自動車・オートバイは対象外)を対象に、災害援護資金を 受けられない方で、低所得者・障害者世帯・高齢者世帯の方 に貸付けられます。 ①限度額：150万円（年利1.5%） ②必要書類：世帯の分かる住民票・印鑑登録証明書・免許証・ 保険証・り災証明書見積もり書	

災害に便乗した悪質商法にご注意を！

◇訪問販売・電話勧誘を受けたら

「耐震診断に来ました」「何か困っていることはありませんか」などと、あたかも無料でサービスを行うかのように近づき、後で法外な料金を請求する業者もあります。

～その場ですぐに契約せず、まず見積もりを取るなどよく確認しましょう～

◇家屋の修理など業者に依頼する場合

「このままでは次に地震がきたら倒壊する」などと不安をあおったり、「今日契約すれば半額にする」などと、契約を急がせる業者は要注意です。

～信用のおける業者かどうか、よく確認しましょう～

◇訪問販売や電話勧誘での契約は、多くの場合、クーリング・オフにより契約日を含め8日以内であれば無条件で解約することができます。

◆潮来市消費生活センター 潮来市辻765番地（シルバー人材センター内）

月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日、年末年始を除く）

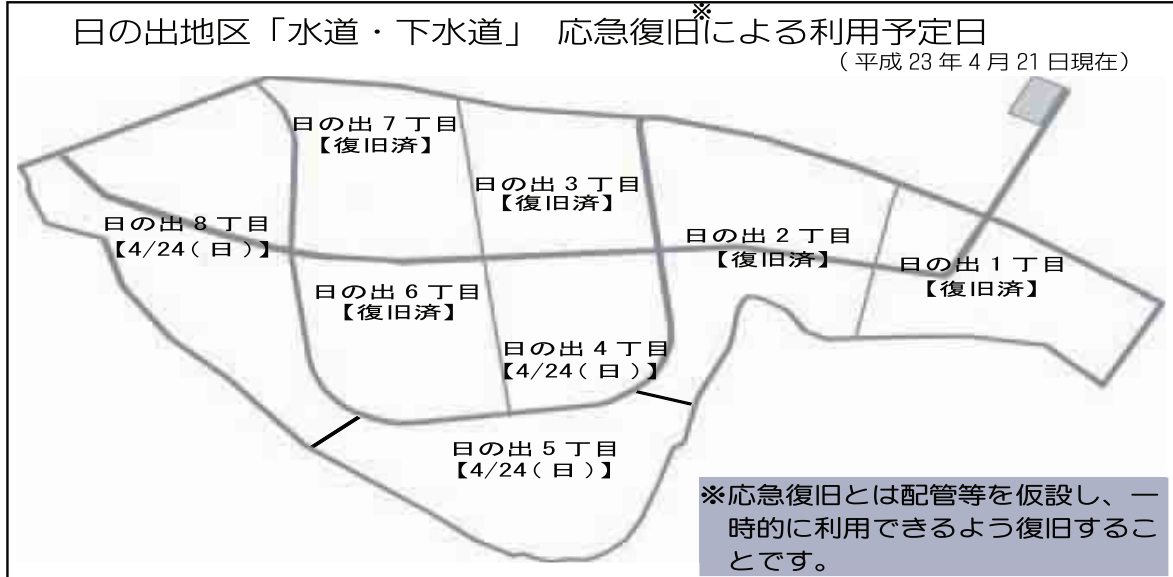
電話：0299-62-2138 9:30～16:00（12:00～13:00を除く）

4. 窓口が市以外の支援制度

項目	内容	連絡先
国民年金保険料	被災に伴い、住宅、家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方等は、ご本人からの申請に基づき、保険料が全額免除されます。	水戸南年金事務所 029-227-3251 市民課 国保年金 G 内線 134
茨城県育英奨学金貸付制度	高校生等への就学援助として、震災等により被害を受けた場合は、緊急採用という制度があり、奨学資金の貸付けが受けられます。	各高等学校
系統農業災害資金(原発事故)	原発事故に係る農産物等の出荷制限、風評被害等により損失を受けた農業者に対して、農業再生産の確保及び生活資金を援助します。	なめがた 農業協同組合 0299-72-1878
系統農業災害資金(東北地方太平洋沖地震)	東北地方太平洋沖地震関連による農作物等への被害を受けた農業者に対して、農業再生産の確保及び生活資金を援助します。	
農林漁業セーフティネット資金	災害により被害を受けた農業者、漁業者を対象に、経営の維持安定に必要な長期運転資金を援助します。	日本政策金融 公庫水戸支店 農林水産事業 029-232-3623
東北地方太平洋沖地震緊急漁業対策資金	震災被害により休漁等を余儀なくされた茨城県沿岸および内水面漁業者を対象に、当面の生活維持をするための資金を援助します。	茨城県信用漁業 協同組合連合会 0299-221-6281
茨城県東北地方太平洋沖地震特別対策融資	市のり災証明を受けた方か、平均受注高等が前年同期比で5%以上減少または減少が見込まれる方を対象に、設備資金・運転資金等を貸し付ける制度です。	茨城県商工労働部 産業政策課 029-301-3530
災害関連保証	被災した中小企業者が金融機関から借入れを行う際、茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。	茨城県 信用保証協会 029-224-7811
経営安定関連保証(セーフティネット保証)	国が指定した不況業種に属する事業を行っており、要件に該当する中小企業者が金融機関から借入を行う場合、茨城県信用保証協会が一般保証とは別枠で保証を行います。	茨城県 信用保証協会 029-224-7811
災害復旧貸付金	被災された中小企業者を対象として、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、運転資金又は設備資金を融資します。	日本 政策金融公庫 0120-154-505
セーフティネット貸付	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少するなど、業況が悪化している事業者等へ運転資金又は設備資金を貸し付けます。 ※災害等で直接被害・間接被害を受けた方の両方が対象となります。	
放送受信料の減免	半壊程度の被害を受けた建物にお住まいの方を対象に、平成23年3月から平成23年8月までの6か月間NHKの放送受信料が免除されます。	日本放送協会 水戸放送局営業部 029-232-9811
国税に関する取扱い	震災に関する所得税、法人税、相続税、贈与税についてのご相談。	潮来税務署 0299-66-6931

● ライフライン情報 ●

市民の皆さん、特に日の出地区の皆さんには、たいへんご迷惑をおかけしております。



※新たな漏水箇所や破損箇所が発見された際には、一部断水となる場合もありますので、ご了承ください。

【ご協力ください】

- ① 応急復旧ができるまで、下水道（排水）の利用はされないようお願いします。
- ② 応急復旧の利用予定日を待たずに、宅内配管の整備点検をお願いします。
- ③ 応急復旧がされた場合でも、節水にご協力願います。
- ④ 工事の期間中は、多くの工事車両の通行がありますので、十分注意してください。

入浴情報

これまで、6つの民間施設のご厚意により無料入浴サービスを実施して参りましたが、上記の応急復旧利用予定日である、4月24日（日）をもって、入浴サービスを終了させていただきます。約1ヶ月にわたり、ご協力いただいた方々へ、改めて感謝申し上げます。

【ご厚意により無料入浴サービスを実施していただいた施設】

- ① 潮来ホテル
- ② 麻生カントリークラブ
- ③ 潮来カントリー倶楽部
- ④ ジェイゴルフ霞ヶ浦
- ⑤ 割烹旅館霞ヶ浦
- ⑥ かんぼの宿潮来

ヘルスランドさくらについては、4月29日（金）より通常営業いたします。また、潮来

市民でお風呂が壊れている世帯の方につきましては、5月8日（日）まで無料入浴サービスを実施いたします。なお、住所・氏名をご記入いただきますので、ご理解のほど願います。
※25日の送迎バスは「さくら行3号」のみの運行になります。なお、送迎バスの運行は28日（木）をもって終了とします。

※点検作業により営業時間に変更がありますので、ご注意ください。

日 程	営業時間
4月22日（金）～24日（日）	午前11時～午後9時30分
4月25日（月）	午後5時～9時30分
4月26日（火）～28日（木）	午前11時～午後9時30分
4月29日（金）～5月1日（日）	正午～午後9時
5月2日（月）	午後5時～9時
5月3日（火）～8日（日）	正午～午後9時

無料入浴サービス日程表
(ヘルスランドさくら)

3月使用(4月請求)分の水道・下水道 及び農業集落排水使用料の免除について

東日本大震災による水道・下水道施設等被害に伴い、皆さんには大変ご不便をおかけしております。3月使用(4月請求)分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料は、市内全域において全額免除とさせていただきます。これらの免除を受けるにあたって、特別な手続きは必要ありません。

【お問合せ】 潮来市 水道課 TEL 63-1111 内線 330 ~ 333
潮来市 下水道課 " 内線 324 ~ 326

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、以下のとおりです。

【検査機関】

3月24日 茨城県環境放射線監視センター
3月28日、4月4日、4月11日、4月18日
東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】

放射性ヨウ素 : 300 Bq/kg以下

放射性セシウム : 200 Bq/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では今後も放射能濃度測定を行います。

内 容	放射能濃度 (Bq/kg)		採取日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (CS-137)	
水道水 (市上水道)	15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月4日
	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	4月11日
	不検出 (4.2 Bq/kg 未満)	不検出 (4.5 Bq/kg 未満)	4月18日

【お問合せ】 潮来市災害対策本部 TEL 63-1111 内線 111、116 ~ 117

「移動自動車相談所」の開設について

関東運輸局・茨城運輸支局では、自動車整備振興会などの協力を得て、震災で自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方に対して、自動車諸手続の相談に応じる移動自動車相談所を開設します。

【日 時】 4月23日(土曜日)

午前10時~正午、午後1時~3時

【場 所】 神栖市役所(3階 301会議室)

【相談内容】 ・自動車の各種手続きや使用に関する技術的相談 ・自動車の無料点検

【相 談 員】 ・茨城運輸支局 ・茨城県自動車整備振興会 ・関東陸運振興財団茨城支部

・行方県税事務所 ・関東運輸局整備課

【お問合せ】 関東運輸局自動車技術安全整備課 TEL. 045-211-7254

東日本大震災で被災された皆さんのための 「特別行政相談所」開設のお知らせ

【日 時】 4月28日(木) 午前9時~午後4時

【場 所】 潮来市役所【3階 議員控室】

【相談内容】 行政による各種の支援訴追、中小企業・農林水産業の復興のための融資制度、

健康保険・年金福祉制度の証書等の紛失に関する事、税金の減免措置等の各種制度のご案内

※当日直接お答えできない場合でも、関係する窓口、連絡先をご案内します。

【お問合せ】 総務省茨城行政評価事務所 行政相談課 TEL. 029-221-3347

感謝の手紙をいただきました

4月4日（月）、市内に住む朱天鳳さん（中国籍）が来庁され、避難所におけるボランティアの方々や職員の親切な対応に対する「感謝の手紙」を潮来市長へ手渡されました。

市では今後も、市民の方々やボランティアの方々ともに復興に努めて参りますので、皆さまのご理解とご協力をよろしく願います。



感謝の手紙

潮来市長 様

3月11日、東日本大震災という史上もっとも大きな地震を受け、夫と私「潮来市役所」の指示により、日の出中学校の体育館に避難しました。避難所には近所の皆さんや他国の方、また私たちの国の人々が集まっていました。

現在、避難生活も二週間が経ちました。避難所のボランティアの方々には家族のように親切で、面倒をみることを嫌がらずに至れり尽くせりの配慮をしてくださいました。

死を覚悟するほどの恐ろしい地震でした。潮来市は死亡者が出ていないようですが、皆の家が大きく破壊されました。国の皆さん、私たちの小さな家、それぞれの家族が被災しました。無情な天災が私たちに巨大な災難をきたしました。そんな中、避難所ではボランティアの方々から私たちに丁寧な接してくださりました。親切な気配りをはじめ、生活がよくなるように全力で尽くしてくれました。

「潮来市長」をはじめ、各地のリーダーが自ら現地へ赴いて、私たちに慰問してくださりました。被害を受けて不安だった気持ちが少しずつ落ち着いてきました。心から大家族の温かさを深く感じました。

【替天行道】（中国のことわざ：神様の代わりに正義をなす）

改めて絆を感じました。

私は中国人です。夫が日本人なので、私の第二の故郷である日本に来ました。日本の風景は美しく、人々は人情味があり、とても礼儀が正しいです。日本で夫と暮らしはじめて12年になります。今回は被災により避難所で皆さんとともに過ごし、親切な配慮、細かな気配りをされての生活は、私に異国を感じさせず、まるで母国の親戚と過ごしているようでした。

避難者の一人として、「潮来市長」に深く感謝いたします。また、各部門のリーダーボランティアの方々から受けた温かい愛に心から感謝します。皆さんのおかげで、私たちは色々な困難をきっと乗り越える事ができます。各地からの温かい支援と力強い励ましが力になります。本当にありがとうございました。

（原文のとおり掲載させていただきました）

東日本大震災等に伴い潮来市へ避難されている皆さんへ

潮来市では、総務省の取り組む「全国避難者情報システム」に基づき、東日本大震災等に伴い避難されている方からの所在地等の情報提供を受け付けます。

提供していただいた情報は、避難される前にお住まいの県・市町村に送られ、今後の見舞金給付や税の減免などに関する連絡・通知の際に利用されることとなります。

※窓口では本人確認をさせていただきますので、身分を証明できるものをご持参ください。

【受付期間】 4月25日（月）～

【対象者】 東日本大震災等に伴い避難されている方

【受付窓口】 潮来市役所 市民課 TEL. 63-1111 内線 112～115

市民課からのお知らせ

■自動交付機で各種証明書が取得できるようになります

市民カードを取得し、自動交付機をご利用になると、次の証明書が手数料 150 円で取得できます。(窓口では 200 円)

①住民票 ②印鑑証明 ③税証明(納税証明、所得証明)

【利用開始日】 5月9日(月)から稼働(年末年始を除く)

午前8時30分～午後8時30分

【場 所】 市役所本庁舎(1階入口)



【自動交付機】

■印鑑登録証から市民カードへの切替

今までの旧印鑑登録証から、市民カードへの切替受付を時間を延長して受け付けます。

【期 間】 5月20日(金)まで

午前8時30分～午後8時30分

(土・日・祝除く)

【場 所】 市役所 市民課窓口



【潮来市民カード】

手続き方法	本人が来庁	代理人が来庁	手 数 料
・旧登録証から市民カードへの切り替え	・旧印鑑登録証 ・窓口に来る方の顔写真付き身分証明書(官公署発行のもの)		無 料

※自動交付機を利用するための市民カードは、暗証番号が必要となります。
※暗証番号は本人でなければ登録できません。

【お問合せ】 潮来市 市民課 TEL. 63-1111 内線 112～115

市役所の閉庁時間が変更となりました

国家公務員は人事院勧告に基づき、平成21年4月から、茨城県は平成22年4月から勤務時間の短縮を実施し、現在では、県内ほぼ全ての市町村が、勤務時間を現行の8時間から7時間45分に短縮しております。

潮来市においても、平成23年4月1日から市役所施設の閉庁時間が午後5時15分となりました。市民の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日除く)

※15分短縮となりました。

土曜日証明書の交付(市民課のみ) 午前9時～午後0時30分(変更無し)

※各公民館、運動公園の利用時間に変更はありません。



総務課からのお知らせ

新しい区長を紹介します

潮来市区長会長 内野 昇（八代地区代表区長・芝宿区長）

潮来市区長会副会長

向後 義和（潮来地区代表区長・七軒丁区長）
 阪本 和久（日の出区代表区長・日の出5丁目区長）
 兼平 嘉三（津知地区代表区長・後明区長）

久保木 裕（延方地区代表区長・小泉区長）
 箕輪 強志（大生原地区代表区長・大賀区長）
 橋本 秀男（かすみ地区代表区長・清水区長）

地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	
潮来	西 町	大塚 英明	日の出	日の出1丁目	宮本 正実	かすみ	牛堀第一	山口 敏雄
	大塚野	菅谷 光一		日の出2丁目	荒野 英樹		牛堀第二	箕輪 善徳
	浜 丁	中根 猛		日の出3丁目	高橋 明		永山東	水貝 一郎
	上 丁	高塚 和美		日の出4丁目	土子 志信		永山西	長岡 昌男
	下 丁	白鳥 悦男		日の出5丁目	阪本 和久		堀之内	山本 喜吉
	あやめ2丁目	松崎 博		日の出6丁目	白鳥 秋夫		茂 木	茂木 安行
	二丁目	若楨 洋司		日の出7丁目	田崎 一雄		清 水	橋本 秀男
	三丁目	中村 志朗		日の出8丁目	柴内 光也		芝 宿	内野 昇
	四丁目	宮本 憲一	大 洲	村田 勝利	横須賀西		早川 洋	
	五丁目	額賀 利夫	新 町	成井 喜好	横須賀東		内堀 明	
	六丁目	村田 好文	後 明	兼平 嘉三	台上戸		坂本 和男	
	七丁目	小浜 昇	将 監	大川 茂徳	宿		前島 喜芳	
	八丁目	草野 蕃	江 寺	佐野 政實	古 宿		坂 實	
	七軒丁	向後 義和	貝 塚	岩本 信治	赤 須		前山 教夫	
十 番	兼原 昭一	築 地	佐藤 文男					
十四番	森田 真二	川 尾	斎藤 正彦					
延方	須 賀	平山 清衛	大生原	水原1	小林 英夫	八代	赤 須	前山 教夫
	曲 松	高田 秀男		水原2	小澤 新		古 宿	坂 實
	古 高	角 誠好		水原3	今泉 一男		赤 須	前山 教夫
	小 泉	久保木 裕		釜 谷	大川 善久			
	新 宮	荒原 昭		大 生	風間 福一			
	下 山	大瀧 清晴		大 賀	箕輪 強志			
	下 田	草野登美雄						
	洲 崎	永長 郁夫						
	東	小田倉善治						
	西	齋藤 隆夫						
	徳 島	小田倉晃一						
	福 島	鬼澤 剛						
	米 島	小谷野栄一						
	前 川	山本 一心						

（敬称略）

区に加入しましょう！

区は、地域に住む人たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、支え合い助け合いながら、より住みやすい豊かな地域づくりのために自主的に活動されている任意団体です。市内では66の区があります。

地域住民組織として地域に住む人たちの交流や親睦を深め、防災・防犯・お祭り・レクリエーション・福祉・環境美化などさまざまな活動を行っています。地域での連帯感を高め安心・安全な楽しいまちをつくるために、積極的に区に加入しましょう。

●区の活動

区は、より住みやすい豊かな地域づくりのために、日常生活に密着した、次のような活動が行われています。

自主防災

災害時に備えた自主防災組織の運営、防災訓練など

防犯・交通安全

防犯パトロールや防犯灯の維持管理、交通危険箇所
の点検など

文化・レクリエーション

夏祭り、盆踊り、地区運動会など

福祉活動

赤い羽根共同募金、日本赤十字社資等の募金活動など

環境美化

ごみ集積所の管理や資源回収の実施、町内清掃など

情報提供

市や学校、各種団体からのお知らせの回覧、書類の
配布等の情報提供

●区の必要性

日頃から、ご近所で顔の見える関係をつくることで、災害時などに「〇〇さんがいない！」というようなお互いの確認、助け合いに役立ちます。このように安全で安心な環境は地域での活動の基本となっています。自分のライフスタイルに合わせた気軽な付き合いから始め、協力しあえる関係を作ることが重要です。

●区に加入するには

総務課人事行政グループへお問合せください。お住まいの区の連絡先等をご案内します。

お問合せ 潮来市 総務課 人事行政グループ TEL. 63-1111 内線221~223

徳島地区に信号機が 設置されました

3月30日、徳島地区において新たな信号機が設置されました。県道水戸・神栖線（旧水郷有料道路）は、平成21年12月30日に市民の皆さんのご協力により、無料化となりました。今回信号機が設置された交差点は、徳島、福島、米島地区から早急な信号機の設置の要望があり、県警本部、関係各位のご協力により、早期の設置となりました。



シルバーリハビリ体操指導士3級養成講座 講習会の延期のお知らせ

潮来市では、5月12日（木）から6月6日（月）にかけて、3級指導士の養成講座を実施する予定でしたが、諸々の事情により開催日を延期することとしました。今後の日程につきましては、市の「広報いたこ」で再度お知らせいたします。よろしくお願いいたします。

お問合せ 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線390

日	Sunday	月	Monday	火	Tuesday	水	Wednesday	木	Thursday	金	Friday	土	Saturday
1		2		3	憲法記念日	4	みどりの日	5	こどもの日	6		7	
+当番医 牛堀整形外科 ☎64-2888				+当番医 常南医院☎63-1101		+当番医 延方クリニック ☎66-1873		+当番医 仲沢医院☎63-2003					
8		9		10	マタニティ・セミナー (か) いきいき健康体操(か)	11	4ヶ月児育児相談(か) (H22.12月生)	12	1歳6ヶ月児健診(か) (H21.10月生)	13	3歳児健診(か) (H20.2月生)	14	
+当番医 大久保診療所 ☎62-2506													
15		16		17	7ヶ月児育児相談(か) (H22.9月生)	18		19		20		21	
+当番医 牛堀整形外科 ☎64-2888													
22		23		24	マタニティ・セミナー (か)	25	1歳児育児相談(か) (H22.5月生)	26		27	◎婦人科検診(か)	28	
+当番医 飯島内科☎66-0280													
29		30	◎婦人科検診(か)	31	◎婦人科検診(か)	<div style="text-align: center;"> <h1>5 May</h1> <h2>月のカレンダー</h2> </div>							
+当番医 石毛医院☎62-2523													

● 実施場所 ●
(か) … かすみ保健福祉センター

狂犬病予防注射（集合注射） 延期のお知らせ

4月23日（土）～27日（水）まで各地区を会場とする狂犬病予防注射は10月に延期いたします。詳細な日程については、後日広報等でお知らせします。

また、個別に動物病院でも接種できます。（料金同額）

お問合せ 潮来市 環境課 TEL. 63-1111 内線252

市民の力・ボランティアの力を結集



日の出地区復旧作業の説明

4月10日(日)、日の出地区の雨水災害を予防するため、地域住民や市内の全消防団をはじめ茨城ゴールデンゴールズなど市内外のボランティアの方々約1,500名の参加をいただき、側溝清掃と土のう作りを行いました。作業は順調に行われ、約30,000袋の土のうを作ることができました。

震災直後から、区の防災組織や災害ボランティアなど多くの方々に、被災者支援や復旧活動に当たっていただいております。復興に向けた力強い取り組みに対し、深く敬意を表します。今後とも共に力を合わせ頑張りましょう。



アントラーズユースの皆さん



昼食サービス



日の出中学校の皆さん



消防団の皆さん



日の出区の皆さん



市外のボランティアの皆さん

人口のうごき

4月1日現在
()内は前月比

総数 30,234人 (-145)

男 14,959人 (-74)

女 15,275人 (-71)

世帯数 10,769世帯 (-28)

広報いたこ Vol.121

平成23年
4月22日発行

編集：潮来市総務部 秘書政策課
発行者：潮来市長 松田 千春
潮来市役所 茨城県潮来市辻626
〒311-2493 TEL 0299-63-1111

市長へのたより
FAX 0120-874-880
E-mail mayor@city.itako.lg.jp

潮来市のホームページ
<http://www.city.itako.lg.jp>

携帯電話サイト
<http://www.city.itako.lg.jp/mobile/>

メールアドレス
info@city.itako.lg.jp



市の木

ポプラ



市の花

あやめ



潮来市携帯電話
サイトへアクセス



市の鳥

よしきり

防災担当大臣 日の出地区を調査 液状化被害の支援を要望！

4月26日(火)、東日本大震災による住宅の傾きや沈下などの液状化問題で、東三祥内閣府防災担当大臣が、日の出地区の被害状況を調査されました。案内をした柏田市長は「現行法の支援金制度では、家屋の外観の損壊が重要得られ、家屋の傾き、沈下などの被害では、ほとんどが支援金支給の対象とならない。支援金が支給されるよう、特別立法による液状化被害独自の支援金支給制度の創設も含め、新たな認定基準の見直しや支援金のかさ上げを検討していただきたい。」と強く要望しました。

調査には、このたびの震災により液状化で甚大な被害を受けた宇井香取市長・田口稻敷市長・保立神栖市長も参加し、柏田市長と同様に支援拡大を訴えました。東副大臣は、柏田市長の要望に対して、「ほとんど住めないのに、一部損壊したとか、非難におかしいのではないかと、色々なところから声が上がっている。どこまで補償ができるのか、あらためて支援を検討し、できるだけ多くの方のお役に立てるように考えている。すでに家屋被害の専門家による議論を進めているので、できるだけ早い打ちに結論を出す。被害相当の支援をできるような基準づくりを私からも申し出たい。」と話されました。

また、23日(土)に大畠国土交通大臣が、香取市の液状化被害を調査された際、柏田市長は宇井香取市長・松崎浦安市長・星野我孫子市長・田中久喜市長らとともに、広範囲に広がる液状化被害への支援拡大を訴えました。茨城・千葉・埼玉3県の市長から要望を受けた大畠国土交通大臣は、液状化被害の現状に対して、「国会で理解していたものとは大きく異なり、新たな観点で大臣自ら提言する政治的な責務がある。」と述べられ、被災者生活再建支援法による、全半壊の基準にこだわらない支援策が必要との認識を示しています。



【柏田市長、国土交通大臣へ要望】



【柏田市長、稲敷市長と内閣府副大臣へ要望】

◇液状化被害への支援要望の経過

4月12日	柏田市長をはじめ液状化被害に遭った5市（鹿嶋市、神栖市、稲敷市、香取市）の首長、山口副知事が額賀衆議院議員の案内のもと、大畠国土交通大臣、松本内閣府防災担当大臣、石破自由民主党政調会長などへ支援拡大の要望書を提出
4月16日	福井内閣府参事官補佐が日の出地区の液状化による被害状況を調査
4月23日	大畠国土交通大臣が香取市の液状化被害状況を調査、柏田市長も同行
4月26日	東内閣府防災担当副大臣が日の出地区の液状化による被害を調査

ライフライン 情報

水道・下水道の応急復旧工事が完了しました（4月24日現在） 日の出地区の皆様には、大変ご不便をおかけしました。

これまで大変ご迷惑をおかけしておりました日の出地区の水道・下水道が、4月24日をもって、公共部分(宅地外)の応急復旧工事が、完了しました。

【お願い】

- ◆水道
 - 現状で、断水しているご家庭は、宅地内の水道管が破損し、漏水している可能性があります。漏水の場合は、市指定工事店に修理を直接依頼ください。
 - 応急復旧のため、十分な水量が得られない場合があります。今後、本復旧に向け、工事を進めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
 - 洗たく等につきましては、水道の使用量が少ない時間帯(朝方、夕方以外)のご利用とともに、引き続き節水にご協力をいただきますようお願いいたします。
 - 仮設の水道管が、一部路上等に露出しておられますので、通行の際はご注意ください。
- ◆下水道
 - 排水はできませんが、応急的な作業を施しているため、節水にご協力ください。
 - なお、雨天時には雨水が下水管へ流れ込むため、更なる節水にご協力ください。
 - 宅地内の排水設備に補修や清掃などが必要な場合は、市指定工事店に修理を直接、依頼ください。

※**新たな漏水箇所や破損箇所が発見された際には、一部断水となる場合もありますので、ご了承ください。**

※**工了承ください。**下水道の修理につきましても、個人負担となります。

※**市指定工事店の詳細につきましては、水道課・下水道課までお問い合わせください。**

【仮設の宅内への水道管】

【仮設の水道管】

【宅地内の亀裂の入った水道管】

<平成23年4月使用(5月請求)分の水道・下水道料金
及び農業集落排水使用料の特別措置について>

東日本大震災による水道・下水道施設等被害に伴い、皆さんには大変ご不便をおかけしております。4月使用(5月請求)分の水道・下水道料金及び農業集落排水使用料に、については、次の地区について特別措置を実施させていただきます。

日の出・十番・十四番地区	特別措置により全額免除
上記以外の地区	平常どおりの請求

なお、新たな漏水の発生にともない、緊急に断水となる場合もあります。また、通常どおりの能力には、まだ回復しておりませんので、引き続き節水にご協力ください。

【問合せ】潮来市 水道課 TEL 63-1111 内線 330～333
潮来市 水道課 内線 324～326

生活情報

り災証明臨時相談所 受付延長のお知らせ

期 間	時 間
4月29日(金)	連休中休み
～5月5日(木)	午前9時～午後5時まで受付します
5月6日(金)	月曜日～金曜日
～5月31日(火)	午前9時～午後5時まで受付します

「り災証明書」は市が住宅などの被害状況の調査を行い、その調査に基づき発行する被害認定(全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊)の証明書で、各種支援を受ける際に必要となります。

申請に必要な書類

- ①り災証明書交付申請書(受付窓口にあります。)
- ②位置図(自宅の場所が分かる地図)
- ③被害状況写真(全体・個別)
- ④印鑑

※3月に「り災証明書」が発行された方で、申請内容を再確認し、被害認定調査の必要がある場合はご連絡させていただきます。

※り災証明書の発行については、後日、申請者へ通知します。

問合せ・相談先

り災証明書の申請などのご相談を受け付けます。

潮来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線 311

※現在、被害認定調査を実施しています。調査の都合上、敷地内に立ち入らせていただきますのでご了承ください。

被害状況調査の方法

家屋の被害状況調査は、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、建物の外観から目視によつて被害の程度を調査する外観目視調査で判定します(第1次調査)。

外観目視調査による判定結果に対し被災者からの再調査の申請があった場合は、外観目視調査、および建物の内部に立ち入って目視により調査する内部立ち入り調査によつて判定を行います(第2次調査)。

なお、外観の被害に内部の被害を加味すると判定結果が上がるように思われますが、外観目視調査は内部被害を建物の外観から推定して評価するので、その結果と整合するよう、内部詳細調査の構成比を改めて調整しているため、平均的には同じ判定結果になるように設計されています。



【被害状況調査の様子】

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、以下のとおりです。

内 容	放射能濃度 (Bq/kg)		採取日
	放射性ヨウ素 (I-131)	放射性セシウム (Cs-137)	
放射性ヨウ素	15.5 ± 0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
放射性セシウム	9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
水道水 (市公水道)	5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月4日
	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	不検出 (5.4 Bq/kg 未満)	4月11日
	不検出 (4.2 Bq/kg 未満)	不検出 (4.5 Bq/kg 未満)	4月18日
	不検出 (2.6 Bq/kg 未満)	不検出 (4.4 Bq/kg 未満)	4月25日

【検査機関】

3月24日 茨城県環境放射線監視センター

3月28日、4月4日、4月11日、4月18日

東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】

放射性ヨウ素 : 300 Bq/kg以下
 放射性セシウム : 200 Bq/kg以下
 ※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では今後も放射能濃度測定を行ってまいります。

問合せ

潮来市災害対策本部

TEL 63-1111 内線111、116～117

植林苗木の申し込み

市では、森林資源保護のため、伐採跡地などへ植林を推進しております。0.05ha(5畝歩)あたり、おおむね75本以上で、1本1本の間隔2.5m×2.5m以内の植栽(地目が山林への植栽のみ)をしますと補助対象となります。山林所有者が、植林を希望される方は、下記までお申し込みください。

(対象樹種) ヒノキ、スギ、マツ類、クスノキ、コナラ等
 (申込期間) 5月10日(火)

問合せ・申込先 潮来市 農政課 TEL 63-1111 内線266

行政相談

毎日の暮らしの中で、役所の仕事についてお困りのことがありましたら、ご相談ください。無料・秘密厳守。
 (日 時) 5月18日(水) 午後1時～3時

場所 津和野公民館(学習室2)

行政相談委員 木内 洋子さん

行政相談センター(相談室)

行政相談委員 明間 愛子さん

問合せ

潮来市 秘書政策課 TEL 63-1111 内線205

災害ごみ受入証明書の発行

東日本大震災によって発生した、個人の建物災害ごみの受け入れ方法が変わりました。4月末から、全壊および大規模半壊と判定された家屋に限り、解体廃材を無料で受け入れることになりました。ただし、環境課にて特別災害ごみ受入証明書1の申請を行ってください。

※被災者支援として、解体費用の処分費を軽減する目的で受け入れるものです。解体業者との契約の際には、ご注意ください。

(受入期間) 5月31日(火)まで※土・日・祝日も実施

午前10時～午後4時

道の駅にてこの際空き地

【解体廃材ごみの種類】

木材・壁材(全壊・大規模半壊の家屋に限る)

※搬入には受入証明書が必要となります。

※断熱材・アスベスト・大量の割れガラスなど、受け入れできないものもあります。

【受入証明書の発行】

環境課にて、特別災害ごみ受入証明書を発行します。

【申請時に必要なもの】

・り災証明書・被害状況がわかる写真

【注意事項】

※必ずごみの種類別に分別して搬入してください。

※分別されませんと受け入れできません。

※瓦・コンクリート・ブロック・大谷石は、これまでどおり、受入証明書なしで、直接搬入できます。搬入時は、地区・氏名等を確認させていただきます。

※その他の災害ごみについては、環境課までお問い合わせください。

※現場係員の指示に従って搬入してください。

※事業所からの災害ごみは受け入れられません。

問合せ

潮来市 環境課 TEL 63-1111 内線251～253

潮来市ホームページ http://www.city.itako.lg.jp/

23年度「いきいき健康体操」の日程

(実施日) 平成23年

5/10(火)、7/12(火)、8/16(火)、9/13(火)、10/11(火)、11/8(火)、12/20(火)

平成24年 2/14(火)、3/13(火)

(時 間) 午前10時～正午

(場 所) かすみ保健福祉センター

※年齢・性別不問。事前申込み不要。参加費無料。

問合せ

かすみ保健福祉センター TEL 64-5240

道の駅「いきいき健康体操」の日程

5月11日(日)から、いたこ市内無料送迎バス「あやの号」の運行を再開しますので、ぜひご利用ください。

※時刻表につきましては、通常どおりとなります。

問合せ

道の駅「いきいき健康体操」

TEL 67-1161

清掃大作戦

(日 時) 5月15日(日) 小雨決行(延期:5月22日)
 (内 容) 市内全域の道路沿いの空き缶・ゴミ拾い※燃やせるごみと缶・ビン類を分けて出してください。
 ※午前8時30分から回収に回りますので、作業の目安にしてください。



延期の場合のみお知らせします

清掃大作戦では、災害による砂・瓦・石・ブロック類・粗大ごみ(家電・自転車など)については、回収できませんので、ご了承ください。

問合せ

潮来市 環境課 TEL 63-1111 内線252

市民あやめ園整備事業

市民と観光客に喜ばれるあやめ園にするために清掃作業を行いますのでご参加、ご協力をお願いします。

(日 時) 5月15日(日)午前9時～11時(小雨決行)

(集合場所) 潮来ホテル脇駐車場

(作業場所) 前川あやめ園(潮来ホテル前)

(内 容) 園内の除草及び清掃、補植等

(その他) 除草道具は各自持参、作業のしやすい服装をお願いします。雨天の場合は午前7時に態度決定を防災無線でお知らせします。

に態度決定を防災無線でお知らせします。

問合せ 潮来市 観光商工課 TEL 63-1111 内線244

第60回水郷潮来あやめまつり開催決定

このたびの震災の影響により、今年度の開催が危ぶまれていた「水郷潮来あやめまつり」ですが、水郷潮来観光協会、潮来市商工会をはじめとした、多数のあやめまつり協力団体の皆さまからのあやめまつり開催を望む声や、市内外からの多くのお問い合わせや応援メッセージを検討させていただいた結果、第60回水郷潮来あやめまつりの開催を決定いたしました。

(期 間) 5月21日(土)～6月26日(日)

(内 容) 盛りり舟運航、宵の盛りり舟運航、ろ舟遊覧船運航等

※震災の影響により、園内の一部通行できないところがあります。安全確保のためご承知願います。

問合せ

潮来市 観光商工課

TEL 63-1111 内線241～245

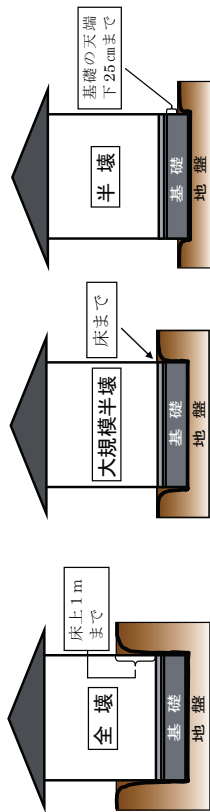
液状化認定基準が拡大されました！

国(内閣府)の示す、住家被害認定の調査・判定方法が、東日本震災の地盤の液状化による住家被害の実態にそぐわないことから、本市を含む液状化被害を受けた自治体が国へ認定基準の見直しなどの要望をしてまいりました。
 その結果、液状化等による住家被害認定基準の見直しが行われました。

【見直しの主なポイント】

1. **住家の基礎等の盛り込みによる判定が新たに追加**

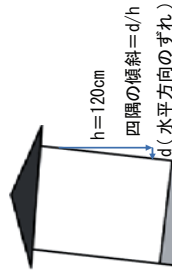
◎住家の基礎等の地盤への盛り込み状況により判定



2. **傾斜による判定基準の緩和** (基礎と柱が一体的に傾く(不同沈下)の場合)
 ◎外壁の四隅または四隅の柱の傾斜の平均により、被害程度を判定します。

四隅の傾斜の平均(水平方向のずれ:d)	被害程度
6cm(1/20)以上	全壊
2cm(1/60)～6cm(1/20)未満	大規模半壊(新規追加)
1.2cm(1/100)～2cm(1/60)未満	半壊(新規追加)
1.2cm(1/100)未満	一部損壊

※傾斜の調査は、器具(下げ振り)を使い、**垂直高さh=120cm**に対するd(水平方向のずれ)を計測
 ※傾斜2cm(1/60)は、構造上の支障が生じる値
 ※傾斜1.2cm(1/100)は、居住者が苦痛を感じるとされている値
 【不同沈下による傾斜】



住家被害認定基準の見直しにともない、調査員が**追加調査**を実施しています。つきましては、再度敷地内に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。
 なお、**新基準によるり災証明書の発行は5月末となる見通しです。**
 (調査結果によっては、被害の程度が変わらないこともあります)

【問合せ】 潮来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線 311

被災者生活再建支援制度

対象世帯

- ◎住宅が「**全壊**」または「**大規模半壊**」と判定された世帯(「**アパート**」**借家に居住する世帯を含む**)。
- ◎住宅が「**大規模半壊**」または「**半壊**」の場合で、そのままにしておくとは非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合には「**全壊**」として扱います。
- ※解体する場合は、市の職員が住宅を確認に伺いますので、**解体前に必ずご連絡**ください。
- ※**解体前に「り災証明」の申請を行ってください。**

支給額

- 支給金の支給額は、以下の2つの支給金の合計額となります。
- ※世帯人数が1人の場合は、4分の3の金額になります。
- 住宅の被害に応じて支給する支給金(基礎支援金)**
- 【支 援 額】全壊 100万円、大規模半壊 50万円
- 【申請期間】**災害発生日から13ヶ月以内(平成24年4月10日まで)**
- 【必要なもの】り災証明書(原本)、住民票(謄本)、預金通帳の写し(世帯主名義のもの)、印鑑
- ※解体した場合には次のものが必要となります。
- 解体証明書(市で発行)、滅失登記簿謄本(加算支援金)
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)**
- 【支 援 額】**建設・購入** 200万円、**補修** 100万円、**賃借**(公営住宅を除く)50万円
- 【申請期間】**災害発生日から37ヶ月以内(平成26年4月10日まで)**
- 【必要なもの】り災証明書の写し(住宅の建設・購入、補修、賃借に応じたもの)

支給金の支給

支給は、申請してから口座振込まで2ヶ月以上かかります。

茨城県災害見舞金

対象世帯
 ◎市が実施した被害状況調査で、住宅が「**半壊**」の被害と判定された世帯
 ※被害状況調査の結果は、市で発行する「り災証明書」でご確認ください。

- 【見舞金額】1世帯：30,000円
- ①申請に必要なもの
- ①り災証明書
- ②預金通帳(世帯主)の写し
- ※銀行名・支店名・預金種目・口座番号・名義の記載があるもの
- ③印鑑(朱肉をつけて押印する印鑑)

【支給方法】

申請書は茨城県に送付され、同県において申請の内容の審査を行い、指定された金融機関の口座に見舞金が振り込まれます。
 ※本制度は、7月に開始されます。

義援金の配分について

潮来市義援金配分委員会が開催され、当市に寄せられた義援金の配分を次のとおり、決定いたしました。

- ◎対象世帯
- ◎市が実施した被害状況調査で、住宅が「**全壊**」、「**大規模半壊**」、「**半壊**」の被害と判定された世帯
- 【見舞金額】

災害区分	国義援金(日赤・共同募金会)	県義援金	市義援金	合計
全壊	35万円	15万円	2万円	52万円
半壊 (大規模半壊含む)	18万円	7万円	1万円	26万円

※市義援金は、潮来市に寄せられた義援金から支給されます。

【支給方法】
 「被災者生活再建支援制度」、「茨城県災害見舞金」を申請した方の口座に送金いたします。

【問合せ・申請先】 潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386

【お知らせ】 液状化の被害を受けた、日の出地区の再建へ向けた現状が放送されます。
 ◎番組 : NHK総合テレビ おはよう日本(関東甲信越エリア)
 ◎放送予定日時 : 5月14日(土) 午前7時30分頃から約10分間

軽自動車税の減免

障害を持つ本人が使用する軽自動車、もしくは生活を共にする方が障害を持つ方のため使用する場合、車庫の減免制度があります。減免を受けようとする方は、下記書類を添えて提出してください。ただし普通自動車（原付）で減免を受けている場合は該当なりません。障害の等級によって一定の要件がありますので、詳細については税務課までお問い合わせください。

- 【申請に必要なもの】
- ①軽自動車税減免申請書（税務課にあり）
 - ②身体障害者手帳または療育手帳、戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳
 - ③運転免許証のコピー
 - ④車検証のコピー
 - ⑤軽自動車納税通知書
 - ⑥印鑑
- ※昨年度減免を受けている方で、車庫・所有者・障害者手帳等に変更がない場合、申請の際に下記のもののみが必要となります。
- (1) 軽自動車税減免要件確認書
(2) 印鑑

【被災代替自動車に係る軽自動車税の非課税について】

東日本大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わり、新たに軽自動車（被災代替自動車）を取得された場合、平成23年度から平成25年度までの各年度の軽自動車税が非課税となります。

該当される軽自動車をお持ちの方は、税務課までお問い合わせください。

問合せ・申請先
潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線125、126

水郷いたご大使「あやめ」携帯待ち受け画像

広報いたご4月号の表紙に掲載した、「あやめ」のイラスト（右参照）について、制作者KZUJ.さんのホームページにて無料ダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

※QRコードを携帯電話で読み取ることによって、ホームページに直接アクセスすることが出来ます。

※ご利用には、別途パソコン通信料が発生します。

※画像の利用規約等、詳細については、ホームページをご参照ください。



問合せ 秘書政策課
潮来市 内線208
TEL 63-1111

り災証明申請臨時会場（日の出地区）

日の出地区在住で、り災証明書交付申請がまだお済みでない方は、この機会をご利用ください。

- 【期間】 5月23日（月）～5月27日（金）
- 【時間】 午前9時～午後5時
- 【場所】 中央公民館（大ホール）
- 【対象者】 日の出地区在住で、り災証明書が未申請の方

【申請に必要なもの】

- ①り災証明書交付申請書（受付会場にあります）
- ②位置図（自宅の場所が分かる住宅地図）
- ③被害状況写真（全体・個別）
- ④印鑑

※同時に5月31日（火）まで（土、日除く）市役所（本庁舎1階）においても、り災証明書交付申請の受付をしております。

問合せ・相談先
潮来市 被災者支援室 TEL 63-1111 内線311

水道水の放射能濃度 測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、次のとおりです。

内容	放射能濃度 (Ba/kg)	採取日
放射性ヨウ素 (I-131)	15.5±0.6 Ba/kg	5月24日
放射性セシウム (Cs-137)	9.9 Ba/kg	3月28日
放射性ヨウ素 (I-131)	5.0 Ba/kg	4月4日
放射性セシウム (Cs-137)	不検出 (5.4 Ba/kg未満)	4月11日
放射性ヨウ素 (I-131)	不検出 (4.2 Ba/kg未満)	4月18日
放射性セシウム (Cs-137)	不検出 (4.4 Ba/kg未満)	4月25日
放射性ヨウ素 (I-131)	不検出 (3.7 Ba/kg未満)	5月2日
放射性セシウム (Cs-137)	不検出 (8.4 Ba/kg未満)	5月2日

【検査機関】 茨城県環境放射線監視センター
3月24日
3月28日以降：東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】
放射性ヨウ素：300 Ba/kg以下
放射性セシウム：200 Ba/kg以下

※水道水の放射性ヨウ素が100 Ba/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では、今後も放射能濃度の測定を行ってまいります。

問合せ
潮来市災害対策本部
TEL 63-1111 内線111、116～117

平成23年度 子ども手当

子ども手当は、平成23年4月から9月までの6か月間、これまでに同じ月額13,000円が引き続き支給され、これになりました。

- 【支給額】 子ども1人につき 月額13,000円
- 【対象者】 0歳から15歳になった最初の3月31日までの（0歳から15歳になった最初の3月31日まで）
- 【支給月】
- ①平成23年6月10日（金） 2月分～5月分
 - ②平成23年10月7日（金） 6月分～9月分

【注意事項】

- ・出生により、新たに養育する子どもができた方
- ・既に受給している、出生などにより養育する子どもが増えた方
- ・既に受給している、他市町村から引越した方
- ・手続きが必要がない方
- ・既に受給している、支給対象となる子どもの人数に変更がない方

【平成23年6月の抑留届の提出は不要です】

ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。

問合せ・申込先
潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線386

震災復興チャリティイベント 『SMILE AGAIN』

鹿島アントラーズOBと元Jリーグスタープレーヤーによる震災復興チャリティーマッチが開催されます。また、スペシャルライブなどのイベントも行われます。皆さん、「元気」をもちにスタジアムに行こう！

【日程】 6月4日（土） 時間調整中

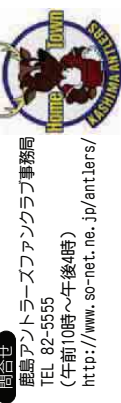
【場所】 県立サッカースタジアム

【内容】

- ①チャリティーマッチ
- ②チャリティチャリティライブ

※詳細は、鹿島アントラーズ公式サイトにてご確認ください。

問合せ
鹿島アントラーズファンクラブ事務局
TEL 82-5555
（午前10時～午後4時）
http://www.soccer-net.ne.jp/antlers/



固定資産税 納期限の延長

東日本大震災の影響により固定資産税（第1期）の納期限が延長となります。第2期以降は通常の納期となります。

【納期限】 固定資産税（第1期）
変更前：5月31日（火）
変更後：6月30日（水）

※口座振替日についても、6月30日となりますので、ご注意ください。

問合せ
潮来市 税務課 TEL 63-1111 内線121、123、124

募 集

平成23年度「悠々塾生」

悠々塾は事業主体を高齢者クラブ連合会とし、各地区との連携を図りながら、充実した事業を展開しております。健康で豊かな人生を送るために、悠々塾で自分にあった楽しみを見つけませんか？

- 【講座内容】 年10回講座 午前10時～正午
- ①教養講座 (75名)
 - ②歴史講座 (40名)
 - ③陶芸講座 (20名)
 - ④クラシック講座 (30名)
 - ⑤川柳講座 (15名)
 - ⑥カカオ講座 (30名)
 - ⑦絵手紙講座 (25名)
 - ⑧民謡講座 (25名)
 - ⑨社交ダンス講座 (25名) ※新規講座
 - ※⑨の講座のみ、午後1時～3時となります。
- ※上記、専門講座の他に全体研修、講座発表会有り。
- 【場 所】 中央公民館・潮来公民館
- 【対象者】 市内在住のおおむね、60歳以上の方
- ※市バスを利用するため、必ず市総務課にて県民交通会芸長宅にある申込用紙に記載し記入し受講料を添えて申し込みください。
- 【受講料】 年間5,000円（材料費等実費有り）
- 【応募期限】 6月9日（木）
- 【応募方法】 介護福祉課または、地区高齢者クラブ連合会長宅にある申込用紙に記載し記入し受講料を添えて申し込みください。

問合せ・申込先
潮来市高齢者クラブ連合会事務局
（潮来市介護福祉課内）TEL 63-1111 内線390、391

水郷潮来シテイレガッタ2011（第38回）

- 【日 時】 6月26日（日） 午前8時受付（小雨決行）
- 【場 所】 潮来市立ポートセンター「あめんぼ」
- 【対象者】 小学生以上
- 【参加費】 1クルー：4,000円（中学生以下無料）
- 【応募期限】 6月10日（金） 午後5時まで
- 【応募方法】 下記まで、お問い合わせください。

問合せ
潮来市立中央公民館 TEL 66-0660

2011潮来市民泊一教室

「水郷潮来シテイレガッタ」（クルー：漕手4名・船手1名）に向けて、お友達や職場の仲間など皆さんで参加してみませんか。教室には1名から参加できます。ちよっとしたコツで見違えるかも？ライバルに差をつけるチャンス！お気軽にご参加ください。

- 【日 程】 5月22日、6月5日、6月12日、6月19日の日曜日
- 【時 間】 午前9時～正午
- 【場 所】 潮来市立ポートセンター「あめんぼ」
- 【対象者】 小学生以上
- 【参加費】 無料

問合せ
潮来市立中央公民館 TEL 66-0660
潮来市ポート事務局
TEL 090-1667-8933（高清水）
TEL 090-4524-1259（小 高）

潮来市シンボルマーク



広報

いたこ

ITAKO Public Information

Vol.122

5/15 あやめ園整備事業



5

2011(平成23年)

Contents

- ・災害ボランティア……………2～3
- ・あやめまつり関連……………4～6
- ・災害復興チャリティイベント……………7
- ・災害援護資金の貸付……………8
- ・潮来市からのお知らせ……………9～12
- ・「あやめ号」運行再開!! ……13
- ・図書館だより……………14
- ・シリーズ 潮来市の誇れる文化……………15
- ・6月のカレンダー……………15
- ・あやめ園整備事業……………16

今、「心」をひとつに…

東日本大震災後の復興に向けた取り組みの中で、たくさんのボランティアの方々にご協力いただきました。その活動の様子をおさめた写真をいくつか紹介させていただきます。

多くの方々に復興に向けた力をいただきました



日野皓正さんの“がんばれ潮来市”ライブ



茨城ゴールデンゴールズの野球教室



アントラース小谷野選手のサッカー指導



潮来一中から寄贈されたプランター



ボランティアによるカレーの炊き出し



自衛隊による給水活動

自衛隊・ボランティアの方々による給水活動・炊き出しの様子

災害対策本部や避難所でのボランティアによる支援活動



ボランティアによる支援物資搬入



避難所で説明を受けるボランティア



ボランティアによる支援物資受付

多くのの方々の協力を得ながら 現在も復興作業が進められています



全国から寄せられたメッセージ



1,500人が集まった日の出地区土砂撤去作業



多くの方々にご協力いただいた日の出地区の復興作業

復興に向けた、人的支援として
かけつけていただいた、長野県の
3市町村（岡谷市、長和町、阿智
村）、行方県税事務所の方々。
家屋調査や被害認定調査など
において多大な貢献をしていただ
いております。



ボランティアによる入浴サービス受付

市では、3月から4月にかけて、民間施設のご厚意により無
料入浴サービスを実施して参りました。
各民間施設には、無償提供による入浴サービスにご協力い
ただきました。この場を借りて、ご協力いただいた方々へ、
改めて感謝申し上げます。

入浴サービスを実施していただいた施設

- | | |
|------------|---------------|
| ジェイゴルフ霞ヶ浦 | 麻生カントリークラブ |
| 潮来カントリー倶楽部 | 潮来ホテル |
| 割烹旅館霞ヶ浦 | かんぼの宿潮来 (順不同) |

あやめまつり開催に向けて

あやめまつり開催の嘆願書



4月6日(水)、水郷潮来観光協会(高塚悌治会長)、潮来市商工会(村山正光会長)の代表者ら18名が市役所を訪れ、あやめまつり開催の嘆願書を稲田市長に手渡しました。

嘆願書には高塚会長、村山会長をはじめ、潮来旅館組合、潮来法人会、市地域女性団体連絡協議会、潮来青年会議所、潮来民謡保存会などの代表者が名を連ね、「震災復興のメッセージとして、あやめまつりの開催を」と求めました。

当初、東日本大震災で液状化などの被害を受けたことを踏まえ、「予算を復興に使っていききたい」との市の思いから、あやめまつりの中止も検討しましたが、民間団体と協議し、これまでより市の負担を軽減した形での開催が決まりました。

復興へ向け、嫁入り舟特別運航

4月30日(土)、あやめまつりに先立ち、「嫁入り舟」が運航され、市内外から集まった多くの方が幸せの門出を祝いました。

この日、結婚式を迎えたのは、神栖市の細田喜博さんと真弓さん夫妻。あやめまつり開催前に行う今回の特別運航は以前から予定されていましたが、震災の影響で実施が危ぶまれていました。そのような中、真弓さんからの「私の家も断水し、傾いています。こんなときだからこそ嫁入り舟を実現させ、潮来に元気を」という思いがこめられた手紙が届き、嫁入り舟を特別運航することになりました。

白無垢(しろむく)姿の花嫁を乗せた嫁入り舟は、前川あやめ園を出発し、花婿の待つ「WA i WA i ファンタジア」に向け進み、親族や観光客などから「おめでとー」との声がかけられました。

真弓さんは、「幼い頃から嫁入り舟に乗るのに憧れていました。とても嬉しい」と幸せそうに話していました。



橋本茨城県知事を表敬訪問

5月17日(火)、稲田市長をはじめ、水郷潮来観光協会、潮来市商工会、あやめ娘、娘船頭が中心となり、橋本知事へ表敬訪問を行いました。

稲田市長は橋本知事に対し、「大震災の影響により、開催が危ぶまれていたあやめまつりですが、商工会や観光協会、そして嫁入り舟の花嫁さんなどからの強い要望を考慮し、開催を決定しました。震災で疲れた心を花の力で癒していただければ」と説明し、知事からは「自粛が広がると、失業者が増えてしまう。地域活性化のためにもこのような祭りは、どんどん開催していただきたい」との力強いお言葉をいただきました。

その後、一行は茨城放送を訪問し、稲田市長・あやめ娘・娘船頭が生放送番組に出演しました。番組

の中で、あやめ娘の松田朋子さんは「震災に負けず、元気な潮来をPRしたい」とあやめまつりにかける思いを語りました。



今、心を一つに力を合わせて

第60回 水郷潮来あやめまつり 開催

水 郷潮来あやめまつりは昭和27年に始まった歴史ある祭りです。会場であるあやめ園（昭和51年開園）には、約500種100万株のあやめ（花菖蒲）が植えられています。例年、6月中旬ごろに見頃を迎え、あやめ園一帯に咲き誇ります。

今年には東日本大震災の影響により、開催が危ぶまれていましたが、関係各位のご尽力により5月21日（土）、「第60回水郷潮来あやめまつり」の開会式が行われました。

開会式前には、る舟の安全祈願祭および新造船の進水式がとり行われ、新たなる舟の誕生を祝いました。

開会式では松田市長から、「大震災の影響もあり、例年と同じようには行えませんが、『う、心を一つに』を合言葉に、おもてなしの心をもって開催したい」とのあいさつがあり、復興へのメッセージとなるあやめまつりが、スタートしました。



嫁入り舟



開会式の様子



る舟の安全祈願祭

水郷いたこあやめ娘

左から 草野奈津美さん 八木^{ひとみ} 眸さん 関口はるかさん
 緑川^{ももこ} 桃香さん 松田^{ともこ} 朋子さん 兼平^{あさみ} 麻美さん



第60回

水郷潮来あやめまつり



1. 開催期間 **5月21日(土)~6月26日(日) 37日間**

2. 開催場所 市営前川あやめ園 (一部通行止め区間あり)

大会行事

行事名	実施日時	実施場所
嫁入り舟の運航	水 11:00 (初の平日運航) 土 11:00・14:00 日 11:00・14:00 ※6月4日(土)は13:00からも運航します。	前川
市営櫓舟の運航	期間中	
宵の嫁入り舟	期間中の土曜日 20:00	
宵の櫓舟運航	18:00~20:30	
あやめ踊り披露	5月29日(日), 6月5日(日), 12日(日), 19日(日)	
潮来囃子演奏	6月12日(日), 19日(日)	
踊り披露	5月28日(土), 6月4日(土), 11日(土), 18日(土)	前川 あやめ園
観光ボランティア案内	期間中	
水郷の燈(すいごうのあかり)	6月18日(土)・夜	
日の出小ブラスバンド部演奏会	6月18日(土) 13:30~14:00	前川あや め園周辺
全国優良品種花菖蒲展示会	期間中	
前川あやめ園ライトアップ	期間中の土曜日・夜	
駅からハイキング	6月11日(土)	
潮来市特産品販路推進販売	期間中	潮来駅 西口
ガンバレ潮来! 水のJAZZ FESTIVAL	6月12日(日) 10:00~16:00 当日は花村菊江ショーも行います。	

嫁入り舟 今年の注目は ココ!

水郷情緒あふれる優雅な「嫁入り舟」は、あやめまつりの風物詩となっており、人気のイベントの一つです。

今年は土・日曜だけでなく、水曜日にも実施し、史上最多36組の嫁入り舟が行われます。ぜひ、皆さまも実際にお越しいただき、ご家族と一緒に二人の門出を祝福してみませんか。

協賛行事

行事名	実施日時	実施場所
潮来のうたフェスティバル	5月29日(日)	潮来ホテル
関東俳句大会	6月5日(日)	潮来公民館大ホール
囲碁大会	6月5日(日)	延方公民館
弓道大会	6月12日(日)	潮来高校
少年剣道大会	6月12日(日)	潮来第一中学校体育館
将棋大会	6月19日(日)	津知公民館
短歌大会	6月19日(日)	牛堀公民館1階ホール
水郷潮来シティレガッタ	6月26日(日)	常陸利根川



お問合せ 潮来市 観光商工課 TEL. 63-1111 内線241~245

《広告》

小さな相談室から
大きな幸せを!

稲敷市光葉 9-127
tel & fax. 0299-79-3855
国道125号沿い幸田信号の近く

日本仲人連盟加盟

結婚相談 みつば 担当: 江田

《広告》

**借金を整理して生活を楽に
あなたのお困りごと無料相談室**

債務整理・自己破産
過払金返還請求・不動産登記
会社登記・裁判手続・法律相談

——司法書士——
黒田 良一

事務所 千葉県香取市山之辺1463-7 (国道51号線沿い)

☎0478(58)2777(代) FAX **0478(58)2808**
携帯 **080-5030-5665**

震災復興チャリティーイベント

『SMILE AGAIN』

～YELL FROM KASHIMA～ 開催!



東日本大震災で被災した皆さまへメッセージやエネルギーを届けるために、アントラーズOBと元Jリーグスタブプレーヤーによる震災復興チャリティーマッチが開催されます。

また、当日はホームタウン5市（潮来・鹿嶋・神栖・行方・銚田）による太陽光パネル下でのマルシェ（朝市）やコンコースでの出展、試合後の『FUNKY MONKEY BABYS』によるスペシャルチャリティーライブなど、様々な復興イベントも行われます。

皆さん、『元気』をもらいにスタジアムに行きましょう!

日時 6月4日（土） 午後2時 キックオフ

会場 県立カシマサッカースタジアム

内容 ①チャリティーマッチ「FOOTBALL STARS AID」
ANTLERS LEGENDS
（鹿島アントラーズOB）
vs WITH HOPE UNITED
（元Jリーグスタブプレーヤー）

②スペシャルチャリティーライブ
参加アーティスト：FUNKY MONKEY BABYS

※チケット等の詳細は鹿島アントラーズオフィシャルサイトにてご確認ください。

《<http://www.so-net.ne.jp/antlers/>》

カシマスタジアムJ1 試合日程

6/15(水)19:00	ヴァンフォーレ甲府
18(土)19:00	ジュビロ磐田
25(土)18:30	川崎フロンターレ
7/10(日)18:30	アルビレックス新潟
17(日)18:30	ベガルタ仙台
27(水)19:00	ガンバ大阪
8/6(土)18:30	モンテディオ山形
17(水)19:00	セレッソ大阪
20(土)18:30	サンフレッチェ広島
28(日)18:30	アビスパ福岡

お問合せ 鹿島アントラーズファンクラブ事務局 TEL. 82-5555（午前10時～午後4時）

水郷作家展

期間 6月26日（日）まで

時間 午前10時～午後5時

場所 水郷まちかどギャラリー

内容 小堀進・村山密
他8名の水郷の
作家による絵画
の展示

入場料 無料

※会期中休館日はありません。

お問合せ 水郷まちかどギャラリー
TEL. 66-0660



第3回 水郷潮来花嫁衣装 街かど展示

明治・大正・昭和の花嫁衣装を市内10ヶ所で展示しますので、ぜひご覧ください。

期間 5月28日（土）～6月19日（日）

展示協力店

- 若模米店 ○草野毛糸店
- たけよし うなぎ店 ○若田屋そば店
- 菅谷クリーニング店 ○富士屋ホテル
- 潮来ホテル ○錦水うなぎ料理店
- アイモア ○茶の大川園

お問合せ 水郷潮来観光協会
TEL. 63-3154

災害により負傷又は、家財の損害を受けた方に対して、生活再建に必要な資金を貸し付けます。

貸付限度額

	世帯主の1ヶ月以上の負傷	世帯主の負傷なし
負傷があるのみ	150万円	—
家財の損害3分の1以上	250万円	150万円
住居が半壊	270万円	170万円
住居が全壊	350万円	250万円
住居の滅失・流失	—	350万円

※世帯主の負傷は、災害によるものであること。

所得制限

世帯人数	市民税における平成21年の総所得額（世帯全員）
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	730万+1人増すごとに30万円を加算した額
ただし、その世帯の住居が滅失した場合 1,270万円	

貸付利率 保証人を立てた場合 …無利子
保証人を立てない場合…年1.5%（据置期間中は無利子）

償還期間 13年以内（据置期間を含む）

据置期間 6年以内（特別の場合8年）

償還方法 年賦または半年賦

連帯保証人 連帯保証人は次の要件を満たす必要があります。

- ① 能力者であること（連帯して責任を負える者）
- ② 弁済の資力を有する人
- ③ 借受人と同一世帯の者ではないこと
- ④ 災害援護資金の借受者ではないこと
- ⑤ 市内在住であること
（市内にいない場合は近隣の市町村在住の方でも可）

提出書類

- 1 災害援護資金借入申込書（社会福祉課にて配布）
- 2 り災証明書
- 3 世帯の平成21年の所得に関する証明書
- 4 診断書（世帯主の負傷がある場合のみ）

お問合せ・申請先 潮来市 社会福祉課 TEL. 63-1111 内線385・386

お問合せ 潮来市 環境課 TEL. 63-1111 内線252

災害援護資金の貸付

都市計画の決定および変更のお知らせ

潮来市では、平成 23 年 3 月 31 日に「稲井川地区」と「潮来前地区」に関する都市計画の決定および変更を行いました。都市計画の図書については、都市建設課で縦覧できます。

■稲井川地区

【目的】

居住、商業・業務等、潮来市の活力の源泉となる機能導入と計画的な基盤整備を図る。

【区域】

潮来市辻、須賀、須賀南、曲松南、小泉南の各一部



都市計画の種類	面積	内容
都市区画整理事業の廃止	49.2ha	昭和 47 年に決定した土地区画整理事業区域を廃止
都市計画の決定	49.2ha	廃止する土地区画整理事業に代わり、新たに地区計画制度による良好な市街地形成を目指し、建物の用途や道路の配置等を決定
用途地域の変更	16.0ha	前川沿岸の盛土部及び県道水戸神栖線沿道の用途地域を一部変更

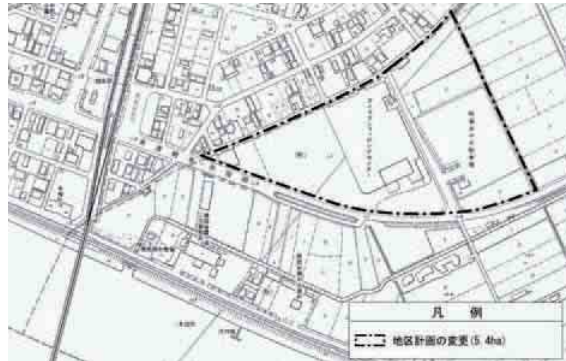
■潮来前地区

【目的】

商業機能の維持・強化に向け新たな商業施設の集積促進を図る。

【区域】

潮来市潮来字潮来前の一部



都市計画の種類	面積	内容
地区計画の変更	5.4ha	①地区施設（駐車場等）の廃止 ②建物用途の一部緩和（カラオケボックス）

お問合せ

潮来市 都市建設課

TEL. 6 3 - 1 1 1 1

内線 3 4 6

環境課からの お知らせ

日の出地区のごみ集積所は、6月1日（水）から元の場所に戻ります。分別・収集曜日は、震災前と同様となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

平成23年度 「悠々塾生」募集

悠々塾は事業主体を高齢者クラブ連合会とし、各地区との連携を図りながら充実した事業を展開してきました。健康で豊かな人生を送るために、悠々塾で自分にあった楽しみを見つけませんか？

講座内容	年4回講座 午前10時～正午
①教養講座 (75名)	⑥カラオケ講座 (30名)
②歴史講座 (40名)	⑦絵手紙講座 (25名)
③陶芸講座 (20名)	⑧新規講座 民謡講座 (25名)
④コーラス講座 (30名)	⑨社交ダンス講座 (25名)
⑤川柳講座 (15名)	※⑨については、午後1時～3時 ※上記、専門講座の他に全体研修・講座発表会有り。

場 所	中央公民館・潮来公民館	申込方法	介護福祉課または、地区高齢者クラブ連合会会長宅にある申込用紙に記入し受講料を添えてお申込みください。 ※③陶芸講座は初心者優先、応募者多数の場合、抽選となる場合があります。
受講資格	市内在住でおおむね、60歳以上の方。 ※市バスを利用する方は、必ず市総務課にて 県民交通災害共済にご加入ください。	申込締切	6月9日(木)
受講料	年間5,000円(材料費等実費有り)		

お問合せ・申込先 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線390・391

平成23年度 特別児童扶養手当および 特別障害者手当等の手当額変更のお知らせ！

「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)」の規定により、右記のとおり平成23年4月分～手当額が変更になります。

	(平成22年度)		(平成23年度)
特別児童扶養手当(1級)	50,750円	→	50,550円
〃(2級)	33,800円	→	33,670円
特別障害者手当	26,440円	→	26,340円
障害児福祉手当	14,380円	→	14,330円
福祉手当(経過措置分)	14,380円	→	14,330円

※詳細は介護福祉課までお問い合わせください。

総務省による、地上デジタル放送簡易チューナーの無償給付が行われます

対象者	市民税非課税世帯の方	NHKの放送受信料全額免除世帯の方
支援内容	(1) 簡易なチューナー1台をお住まいへ配送します。 (2) 設置方法と操作方法を電話でサポートします。	(1) お住まいへ訪問して、簡易なチューナー1台を設置し操作説明を行います。 (2) 簡易なチューナー1台のみで地上デジタル放送が視聴できない場合は、アンテナの改修なども行います。 (3) 共同受信施設・ケーブルテレビの必要最低限の改修経費を負担します。
申込方法	平成23年7月24日(消印有効)までに潮来市役所介護福祉課にて、申込書をご記入の上、世帯全員の記載された住民票と世帯全員分の非課税証明書を添えて、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。	NHK受信料全額免除世帯(生活保護世帯/障害者が世帯構成員で世帯全員が住民税非課税の世帯等)は、事前に介護福祉課にて受信料全額免除申請をしていただくと、NHKから受信料全額免除証明書が送付されます。 その上で、平成23年7月24日(消印有効)までに潮来市役所介護福祉課にて、申込書をご記入の上、受信料全額免除証明書を添えて、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。

※既に地上デジタル放送に対応しているご家庭は、給付を受けられません。

お問合せ 潮来市 介護福祉課 TEL. 63-1111 内線392・393

市立延方幼稚園 園庭開放

- 日 程** ①6月22日(水)
②7月21日(木)
- 時 間** 午前9時30分～11時
- 内 容** ①歌や手遊び、保育への参加
②戸外での遊び・親子での製作・紙芝居
- 対 象 者** 2～4歳のお子さんとその保護者
- 持 参 物** 水筒、帽子、上履き(お子さん用)、スリッパ(保護者用)、着替え等

- 参加費** 無 料
- 申込人員** 15組
- 申込期限** ①6月17日(金)
②7月15日(金)
- 申込方法** 電話または、FAXにてお申し込みください。



お問合せ・申込先 潮来市立延方幼稚園 TEL. 66-2533 FAX. 66-3569

子育て広場 一部再開のお知らせ

子育て広場を5月19日(木)から一部再開しております。
なお、中央公民館での子育て広場の再開時期については、決定次第、広報紙・ホームページにてお知らせします。
皆様のご利用をお待ちしております。

- 開催日** 毎週木曜日
- 時 間** 午前10時～正午、午後1時～3時
- 場 所** 潮来市立図書館



お問合せ 潮来市 社会福祉課 子育て支援室 TEL. 63-1111 内線386

被災児童等の心の相談窓口

震災を受けたお子さんの様子で心配なことがあるときは、「被災児童等の心の相談窓口」にお電話ください。県外から茨城県に避難されているお子さんについての相談もお受けしております。



- 相談電話** 029-221-4992
(茨城県福祉相談センター代表電話番号)
- 受付期間** 平成24年3月末まで
- 受付時間** 月～金曜(祝日除く)
午前9時～午後5時

こんにちは！ 保健センターです



潮来市かすみ保健福祉センターでは、市民の皆さまの健康をお助けするいろいろな事業を行っています。
お気軽にご相談ください。

小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの 接種料無料化について！

小 児用肺炎球菌ワクチン（販売名：プレバナー水性懸濁皮下注）およびヒブワクチン（販売名アクトヒブ）については、同時接種後の死亡例が報告されたことを受け、平成23年3月4日（金）、以降、接種を一時的に見合わせておりましたが、厚生労働省は3月29日（火）、安全性上の懸念はないとの評価を受け、小児用肺炎球菌ワクチンおよびヒブワクチンの接種を4月1日（金）、から再開する通知を発表しました。

潮来市では、小児肺炎球菌ワクチン・ヒブワクチンの接種料無料化を実施します。この事業は、国の交付金を受けて助成するもので、いずれの予防接種も**任意接種**（保護者の判断で接種するかどうか決める予防接種）です。ワクチンの予防効果や副反応をご理解のうえ、ご受診ください。

対象者

潮来市に住民登録または外国人登録をしている生後2か月から5歳未満の乳幼児

接種費用

無料

接種方法

潮来市と委託契約をした医療機関における個別接種
※事前に電話等でご予約をしたうえで接種してください。
※予約票は契約医療機関においてありますので、そちらをご利用ください。

契約医療機関

医療機関名	住所	電話番号
飯島内科	日の出8-13-2	66-0280
大久保診療所	潮来143-2	62-2506
仲沢医院	あやめ2-27-11	63-2003
延方クリニック	宮前1-11-8	66-1873

※市外の医療機関については、かすみ保健福祉センターまでお問い合わせください。
※契約医療機関以外で接種した場合は、全額自己負担となりますのでご注意ください。

副反応

予防接種を受けた後30分程度は、医師と連絡がとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
接種後1週間は副反応（注射部位の赤み・しこり・腫れ・痛みなど）に注意し、強い痛みがある場合や症状が長引く場合など、気になる症状があるときは、医師の診察を受けてください。

	接種対象年齢	接種回数
ヒブワクチン	2ヶ月～7ヶ月未満	4回
	7ヶ月～12ヶ月未満	3回
	1歳～5歳未満	1回
小児肺炎球菌 ワクチン	2ヶ月～7ヶ月未満	4回
	7ヶ月～12ヶ月未満	3回
	1歳～2歳未満	2回
	2歳～5歳未満	1回

接種回数

お問合せ 潮来市 かすみ保健福祉センター TEL. 64-5240



「あやめ号」 運行再開!!

東日本大震災の影響により、長らく運休させていただいておりましたが、5月1日から通常運行を再開させていただいております。

●● 道の駅いたこ 市内無料送迎バスあやめ号時刻表 ●●

ヘルスランドさくら 行き ●●●

停留所名	1便	2便	3便	4便
1 延方駅	9:05	11:05	13:05	15:05
2 道の駅いたこ	9:11	11:11	13:11	15:11
3 水郷潮来バスターミナル	9:14	11:14	13:14	15:14
4 日の出中学校前	9:16	11:16	13:16	15:16
5 日の出8丁目	9:17	11:17	13:17	15:17
6 ショッピングセンターアイモア	9:20	11:20	13:20	15:20
7 潮来駅	9:22	11:22	13:22	15:22
8 セイミヤ潮来店	9:24	11:24	13:24	15:24
9 潮来公民館	9:25	11:25	13:25	15:25
10 大黒天	9:28	11:28	13:28	15:28
11 潮来ふるさと館	9:29	11:29	13:29	15:29
12 かすみ保健福祉センター	9:33	11:33	13:33	15:33
13 潮来市立図書館入口	9:37	11:37	13:37	15:37
14 永山交差点入口	9:38	11:38	13:38	15:38
15 ショッピングプラザ ラ・ラルー	9:40	11:40	13:40	15:40
16 牛堀公民館入口	9:41	11:41	13:41	15:41
17 掘之内	9:44	11:44	13:44	15:44
18 茂木	9:46	11:46	13:46	15:46
19 水郷県民の森	9:49	11:49	13:49	15:49
20 ヘルスランドさくら	9:52	11:52	13:52	15:52

延方駅 行き ●●●

停留所名	1便	2便	3便	4便
1 ヘルスランドさくら	10:05	12:05	14:05	16:05
2 水郷県民の森	10:08	12:08	14:08	16:08
3 茂木	10:11	12:11	14:11	16:11
4 掘之内	10:13	12:13	14:13	16:13
5 牛堀公民館入口	10:16	12:16	14:16	16:16
6 ショッピングプラザ ラ・ラルー	10:17	12:17	14:17	16:17
7 永山交差点入口	10:19	12:19	14:19	16:19
8 潮来市立図書館入口	10:20	12:20	14:20	16:20
9 かすみ保健福祉センター	10:24	12:24	14:24	16:24
10 ふるさと館	10:28	12:28	14:28	16:28
11 大黒天	10:29	12:29	14:29	16:29
12 潮来公民館	10:32	12:32	14:32	16:32
13 セイミヤ潮来店	10:33	12:33	14:33	16:33
14 潮来駅	10:35	12:35	14:35	16:35
15 ショッピングセンターアイモア	10:37	12:37	14:37	16:37
16 日の出8丁目	10:40	12:40	14:40	16:40
17 日の出中学校前	10:41	12:41	14:41	16:41
18 水郷潮来バスターミナル	10:43	12:43	14:43	16:43
19 道の駅いたこ	10:46	12:46	14:46	16:46
20 延方駅	10:52	12:52	14:52	16:52

《ご利用の方へのご注意》

- ご利用の方のご希望に添えるように配慮しますが、危険回避のため、ご希望の場所で乗降できない場合があります。
- バス停以外の場所でも乗降の際に停車するため、交通状況が良好でも、ダイヤ通り運行できない場合がございます。
- バスの遅延・満車等により乗車できない場合の損害については、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

- 運休日【毎週月曜日】
- フリーライド方式です
(乗車の際は、運転手に
手をあげてお知らせください)
- 無料でご利用できます



時刻表はこちらの
モバイルHPでも
確認できます!

お問合せ 道の駅いたこ TEL. 67-1161



今月の本棚（6月）

特集 日本の文学賞特集 ～江戸川乱歩賞・本格ミステリ大賞～

紹介 日本国内には芥川・直木賞など沢山の文学賞が発表されています。毎月様々な文学賞が発表され、幅広いジャンルに富んでいます。図書館では、国内で発表される文学賞を紹介するとともに、作品も揃え展示・貸出しています。5月は「児童文芸新人賞」「江戸川乱歩賞」「本格ミステリ大賞」が発表されます。過去数年の受賞作品も揃えましたので、ぜひご利用ください。



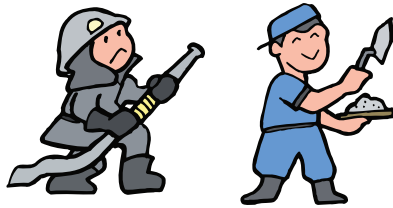
図書館員おすすめの本

特集「あやめ」



紹介 大震災の影響で開催が危ぶまれていましたが、今年も「水郷潮来あやめ祭り」が開催されます。嫁入り舟運航、宵の嫁入り舟運航、ろ舟遊覧船運航等、古くから多くの観光客に親しまれてきたイベントです。あやめ園には約500種類のあやめが植えられています。図書館では、「あやめ」に関する資料や祭りに関する情報を揃えています。お気に入りのあやめを見つけてみてはいかがでしょうか。

特集「地震・災害への備え」



紹介 このたびの大震災では多くの方が被災され、今もなお復興にむけ懸命に努力しています。こんな時、図書館にできることは微力ではありますが、皆さまのお役に立つヒントが少しでもあればと、コーナーを作りました。地震や津波のメカニズム、災害前の備え、災害に見舞われたあとの対処方法、家屋の改修方法など、さまざまな角度から資料を揃えました。どうぞご利用ください。

「図書館こどもだより」を始めました！

子どもたちに、より図書館を楽しんでもらうために、毎月「図書館こどもだより」を作成します。絵本や読み物の紹介、イベントのお知らせ、クイズなどもありますのでお楽しみに。

創刊にちなんで「図書館こどもだより」のニックネームを募集します。

募集内容 「図書館こどもだより」のニックネーム

対象者 どなたでもご応募できます。

応募期限 7月31日（日）

応募方法 図書館内にある、応募用紙に記入の上ご応募ください。

その他 採用作品は図書館ホームページやこどもだよりにて発表する予定です。多くの子どもたちに親しまれるようなニックネームをお待ちしております。

開館時間変更のお知らせ

震災の影響により図書館でも本が散乱するなどの被害を受けました。長期にわたり休館していましたが復旧し、2階学習コーナーも開放しています。現在は節電を実施している関係上、開館時間を短縮していますのでご了承ください。

開館時間

午前10時～午後6時

※今後の電力事情により開館時間が変更になる場合があります。

6月の図書館カレンダー ※休館日は、6月15日（水）館内整理日となります。

お問合せ 潮来市立図書館 TEL. 80-3311 FAX. 64-5880

シリーズ 潮来市の誇れる文化

獅子舞



二丁目の獅子舞は、悪疫退散、
 国家安穩、五穀豊穡、人身和
 樂を祈願するため奉納される神樂舞
 で、その獅子舞と芸座囃子は、
 伎樂、田楽らが発展したものと考え
 られ、往古、京都をはじめ尾張津島
 神社等より広く全国に発信されたも
 のが、潮来へ伝播されたと考えられ
 ています。
 三丁目の獅子舞は、昭和二十九
 年、茨城県無形文化財に指定されて
 います。

獅子舞の道具と装束は、朱塗り
 の獅子頭、御幣、鈴、大太鼓、小太
 鼓、笛、獅子方四名の半纏です。獅
 子舞は、一頭二人立ちの型で舞われ
 ます。前立ち（前足）は獅子頭を冠
 り、後立ち（後足）は同じく衣の中
 に入り、主に前立ちの動きに合わせて
 舞い踊られます。

伝承されている神樂囃子は「四方
 立」「天の岩戸」「神のいさめ」「悪
 魔払い」「太平楽」「太祝詞」の六
 曲。囃子は、篠笛、小太鼓、大太鼓
 の三つの鳴り物で、神樂歌は太鼓を
 打つものが歌います。獅子舞の始ま
 りと仕舞いには、大太鼓、小太鼓の
 みで独特の「笛なし砂切」が入りま
 す。仕舞砂切が鳴り終わるまでの
 間、境内にいる子ども達は獅子頭で
 頭を噛んでもらい祓つてもらいま
 す。

この獅子舞は、祭禮中、素鷲熊野
 神社本殿前、御仮屋前、天満宮（三
 丁目）前の三方所で奉納されます。
 また総晩年の引継会場と、五年に一
 度の十番渡御の際は十番御分社前
 で奉納されます。

潮来市文化財保護審議会委員

長谷川 彌

日 Sunday 月 Monday 火 Tuesday 水 Wednesday 木 Thursday 金 Friday 土 Saturday

6月のカレンダー

1 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)	2 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か)	3 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)	4 アントラースチャリ ティマッチ(ス)
5 田植交流会 (永山地区・泉民の森) +当番医 久保医院 ☎64-6116	6 ◎婦人科検診(か)	7 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) 4ヶ月児育児相談(か) (H23.1月生)	8 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か)
9 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か) 7ヶ月児育児相談(か) (H22.10月生)	10 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (日の出中)	11	12
12 +当番医 船坂医院 ☎66-1285	13 ◎婦人科検診(か) マタニティ・セミナー (か) のぞく会(い)	14 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) ヘルスアップ教室(潮公)	15 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) お元氣会(い)
16 子育て広場(図) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (牛堀中)	17 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) MR(麻しん風しん) (潮来一中)	18 水郷の燈(前)	19
19 +当番医 常南医院 ☎63-1101	20 ◎婦人科検診(か) ストレッチ体操(い)	21 子育て広場(中) ◎婦人科検診(か) 1歳児育児相談(か) (H22.6月生)	22 子育て広場(中) MR(麻しん風しん) (潮来二中)
23 子育て広場(図) ヘルスアップ教室(延公) ポリオ(か) (H23.2月28日以前生)	24 子育て広場(中)	25	26
26 潮来シティレガッタ 2011 +当番医 延方クリニック ☎66-1873	27 1歳6ヶ月児健診(か) (H21.11月生)	28 子育て広場(中) 3歳児健診(か) (H20.3月生)	29 子育て広場(中) ポリオ(か) (H23.2月28日以前生)
30 子育て広場(図)	<p>● 実施場所 ● (い) … 潮来保健センター (か) … かすみ保健福祉センター (中) … 中央公民館 (図) … 市立図書館 (潮公) … 潮来公民館 (延公) … 延方公民館 (ス) … 県立カシマサッカースタジアム (前) … 前川あやめ園</p>		

◎今月の納税は、市県民税・固定資産税の第1期分、
 介護保険料の第2期分です。
 《市税の納付は口座振替が確実で便利です。》

あやめ園整備事業



5月15日(日)、「第60回水郷潮来あやめまつり」に向けて、市民による「あやめ園整備事業」が行われました。

市内の小・中学校の児童や生徒、観光協会、商工会、ボランティアなど、例年を大幅に上回る600名以上の方々が黄色や紫のキツバタが咲く園内にて、

除草作業やハンシヨウプの苗約300本を補植しました。

強い日差しの中での作業となりましたが、あやめ園に集まった600名が今大会のスローガンである「今、心を一つに…」を合い言葉に、「市民が誇れるあやめ園づくり」を目指しました。

人口のうごき 5月1日現在 ()内は前月比 総数 30,108人(-126) 男 14,911人(-48) 女 15,197人(-78) 世帯数 10,736世帯(-33)

広報 **いたこ** Vol.122 平成23年 5月26日発行

編集：潮来市総務部 秘書政策課
 発行者：潮来市長 栢田 千春
 潮来市役所 茨城県潮来市辻626
 〒311-2493 TEL 0299-63-1111

市長へのたより
 FAX 0120-874-880
 E-mail mayor@city.itako.lg.jp
 潮来市のホームページ
<http://www.city.itako.lg.jp>
 携帯電話サイト
<http://www.city.itako.lg.jp/mobile/>
 メールアドレス
info@city.itako.lg.jp

市の木  ポプラ	市の花  あやめ
 潮来市携帯電話サイトへアクセス	市の鳥  よしきり

市税の減免について

東日本大震災により、被害を受けられた皆さんの負担を軽減するため、潮来市では、り災証明書を書き申請をされた方の減免申請手続きを不要といたします。

固定資産税・都市計画税の減免

減免の対象となるのは、震災により被害を受けた課税されている固定資産となります。

【家屋】

被害の程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊	10分の8
半壊	10分の4

※扉・構築物等は、課税対象となっていないため減免の対象となりません。
また、屋根瓦の一部損壊や壁の一部にひびが入った等の一部損壊についても、減免の対象となりません。
※被災建物について、お問い合わせさせていただくことがあります。

【土地】

被害の程度 (被害面積が当該土地の面積に占める割合)	減免割合
10分の8以上	10分の10
10分の4以上10分の8未満	10分の8
10分の2以上10分の4未満	10分の4
被害を受けたり落伏せの 広範囲にわたる区域に存在する土地	10分の2

※著しい土地の崩落または土砂の流入による埋没もしくは沈下により使用が困難となった土地が対象で、単に亀裂が入っただけの土地は対象外となります。

【償却資産】

被害の程度	減免割合
価格の10分の8以上の価格を減じたとき	10分の10
価格の10分の4以上10分の8未満の価格を減じたとき	10分の8
価格の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき	10分の4

※修理費等の合計が、平成23年度申告取得価格の10分の2に満たない場合は、減免の対象となりません。

※償却資産の減免については、申請が必要となりますので、務務課までお問い合わせください。

【問合せ】減免について 潮来市 務務課 TEL 63-1111 内線 123～126
納付について 潮来市 納付課 TEL 63-1111 内線 127～129

後高齢者医療保険料の減免

震災により被保険者本人または世帯主の現に居住する住宅（賃貸の住宅は除く）、もしくは所有する家財、その他の財産の金額（保険金、損害賠償金等）が、その資産価額の10分の3以上の損失（全壊・半壊等の被害の程度）を被った場合、保険料を納めることが困難な方につきましては、減免されることがあります。木造の住宅の屋根瓦または基礎等の一部の被害の場合は、10分の1の損害割合となり、保険料の減免に該当しません。

【対象期間】

災害が生じた日の翌月から1年間（ただし、災害が生じた当月に保険料の納期がある場合は、当月から1年間）

※納税期前の7日前までに申請が必要となります。

【申請に必要なもの】

- ・り災証明書
- ・印鑑
- 【問合せ・申請先】
潮来市 市民課 国保年金グループ
TEL 63-1111 内線 133

被害の程度	世帯主の総所得金額と世帯員となつている後高齢者医療制度被保険者の所得金額を合わせた額	減免割合
10分の3以上10分の5未満	500万円以下	2分の1
10分の5以上	500万円を超え、750万円以下	4分の1
	750万円を超え、1,000万円以下	8分の1
	1,000万円以下	全額
	500万円を超え、750万円以下	2分の1
	750万円を超え、1,000万円以下	4分の1

国民年金保険料の減免

国民年金の第1号被保険者で、災害により住宅・家財、その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方が対象となります。（ただし、任意加入者除く）

【対象期間】平成23年2月から6月分まで

【申請に必要なもの】

- ・国民年金免除申請書
- ・被災状況届
- ・印鑑
- 【申請期間】平成23年7月末
- 【申請に必要なもの】
- ・り災証明書
- ・住所票
- ・国民年金グループ
- 【問合せ・申請先】
潮来市 市民課 国保年金グループ
TEL 63-1111 内線 132

保育所保育料の減免

災害により、居住する住宅が損害を被った児童の属する世帯が対象となります。

被害の程度	減免割合
全壊	10分の10
大規模半壊または半壊	2分の1

【対象期間】平成23年4月から半年間

【申請に必要なもの】

- ・り災証明書
- ・保育料の減免申請書（社会福祉課で配布）
- 【問合せ・申請先】
潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385

介護保険料の減免

震災により納税義務者の現に居住する住宅、もしくは所有する家財、その他の財産の金額（保険金、損害賠償金等）により補填されるべき金額は除くが、その資産価額の10分の2以上の損失を被った場合は、減免されることがあります。

【対象期間】

申請のあった月の保険料から12ヶ月以内

【申請に必要なもの】

- ・り災証明書
- ・印鑑
- ・預金通帳の写し
- ※銀行名・支店名・預金種目・口座番号・名義の記載があるもの
- 【問合せ・申請先】
潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線 360

※基準所得金額は200万円

前年中の合計所得金額	減免割合
損害金額が10分の5以上	損害金額が10分の2以上10分の5未満
基準所得金額未満	全部
基準所得金額以上	2分の1
	4分の1

介護サービス利用者負担額の減免

申請のあった月から6ヶ月以内。ただし、平成24年2月サービス利用分まで。

【申請に必要なもの】

- ・り災証明書
- 【問合せ・申請先】
潮来市 介護福祉課 TEL 63-1111 内線 360

前年中の合計所得金額	支給割合
損害金額が10分の5以上	損害金額が10分の2以上10分の5未満
基準所得金額未満	100分の100
基準所得金額以上	100分の100
	100分の100

※この表の減免割合は、東日本大震災により被災した場合に限り適用されます。

被災者生活再建支援制度

対象世帯

- ◎住宅が「**全壊**」または「**大規模半壊**」と判定された世帯（**アパート・借家に居住する世帯を含む**）。
- ◎住宅が「**大規模半壊**」または「**半壊**」の場合で、そのままにしておくと非常に危険であるなどの理由により、やむをえず住宅を解体した場合には、支援制度上は「**全壊**」として扱います。
- ※解体する場合は、市の職員が住宅を確認に伺いますので、**解体前に必ずご連絡**ください。

支給額

- 支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。
- ※世帯人数が1人の場合は、4分の3の金額になります。
- 住宅の被害に応じて支給する支援金（**基礎支援金**）
- 【**支援額**】全壊 100万円、大規模半壊 50万円
- 【**申請期間**】**災害発生日から13ヶ月以内（平成24年4月10日まで）**
- 【**必要なもの**】り災証明書（原本）、住民票（謄本）、預金通帳の写し（世帯主名義のもの）、印鑑
- ※解体した場合には次のものが必要となります。
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（**加算支援金**）
- 【**支援額**】**建設・購入** 200万円、**補修** 100万円、**賃借**（公営住宅を除く）50万円
- 【**申請期間**】**災害発生日から37ヶ月以内（平成26年4月10日まで）**
- 【**必要なもの**】契約書の写し（住宅の建設・購入、補修、賃借に応じたもの）
- ※支給は、申請してから口座振込まで2ヶ月以上かかります。

茨城県災害見舞金

対象世帯

- 住宅が「**半壊**」の被害と判定された世帯（**アパート・借家に居住する世帯を含む**）
- ※被害状況調査の結果は、市が発行する「り災証明書」でご確認ください。

見舞金額

1世帯：30,000円

申請に必要なもの

- ①り災証明書
- ②預金通帳（世帯主）の写し
- ※銀行名・支店名・預金種目・口座番号・名義の記載があるもの
- ③印鑑（朱肉をつけて押印する印鑑）

支給方法

申請書は茨城県に送付され、同県において申請内容の審査を行い、口座に振り込まれます。
※本制度は、7月以降開始されます。

【問合せ・申請先】 潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386

広報したご情報版 臨時号 平成23年5月30日発行 発行所 潮来市長 松田千登 潮来市 社会福祉課 TEL 63-1111 内線 385、386

潮来市水道水の放射能濃度測定結果

潮来市水道水の放射能濃度は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「**安全**」です。検査結果は、次のとおりです。

内容	放射能濃度 (Bq/kg)	採取日
放射性ヨウ素 (I-131)	放射能シミュレーション (CS-137)	3月24日
15.5±0.6 Bq/kg	検出されず	3月24日
9.9 Bq/kg	検出されず	3月28日
5.0 Bq/kg	5.3 Bq/kg	4月4日
不検出 (5.4 Bq/kg未満)	不検出 (5.4 Bq/kg未満)	4月11日
不検出 (4.2 Bq/kg未満)	不検出 (4.5 Bq/kg未満)	4月18日
不検出 (2.6 Bq/kg未満)	不検出 (4.4 Bq/kg未満)	4月25日
不検出 (3.7 Bq/kg未満)	不検出 (6.4 Bq/kg未満)	5月2日
不検出 (5.3 Bq/kg未満)	不検出 (4.3 Bq/kg未満)	5月9日

【検査機関】
3月24日：茨城県環境放射線監視センター
3月28日以降：東京ニュークリア・サービス

【暫定規制値】

放射性ヨウ素：300 Bq/kg以下
放射性セシウム：200 Bq/kg以下
※水道水の放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。市では、今後も放射能濃度の測定を行っています。

【問合せ】

潮来市災害対策本部（総務課内）
TEL 63-1111 内線233～234

被災された世帯に地デジの支援を行っています

【支援内容】
次の被災世帯に、「簡単な地デジチューナーの無償貸付」と「アンテナなどの改修等」を行います。

【対象世帯】

住宅が半壊以上と判定された世帯
※既に地デジに対応している世帯は、支援を受けられません。

【申込方法】

介護福祉課窓口にて申込書に必要事項を記入し、り災証明書等を添付して、地デジチューナー支援実施センターに送付してください。詳しくは窓口にてご案内します。

【問合せ】

潮来市 介護福祉課 63-1111 内線 392、393

市内 放射線量測定結果

市では、放射線測定器を使用し、放射線量の測定を始めています。市内教育施設の放射線量は、暫定基準値を下回っているため、グラウンドの使用や健康に影響のあるレベルはありません。

【実施日】 3月27日（金）くもり一時雨
【測定場所】 市内14カ所（グラウンドの中央部）
【測定器】 HORIBA PA-1000 Rad1
【測定結果】（単位はマイクロシーベルト毎時）

場所	放射線量	
	地上50cm	地上1m
潮来第一中学校	0.177	0.168
潮来第二中学校	0.110	0.113
日の出中学校	0.163	0.137
牛宿中学校	0.414	0.322
潮来小学校	0.149	0.136
津知小学校	0.144	0.133
日の出小学校	0.127	0.134
延方小学校	0.169	0.159
大生原小学校	0.235	0.231
徳島小学校	0.092	0.084
牛堀小学校	0.187	0.185
潮来保育所	0.149	0.135
延方幼稚園	0.178	0.167
うしほり幼稚園	0.202	0.182

※文科科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断にかかる暫定基準値を「3.8マイクロシーベルト毎時」とし、これを超える学校で屋外活動を制限しています。

【問合せ】 潮来市 環境課 TEL 63-1111 内線251～253

市立延方幼稚園園庭開放

【日程】 ①6月22日（水） ②7月21日（木）
【時間】 午前9時30分～11時

【内容】

- ①歌や手遊び、保育への参加
- ②戸外での遊び・親子での製作・紙芝居

【対象者】

2～4歳のお子さんとその保護者
水筒、帽子、上履き、着替え等

【参加費】

無料（応募人員）15組

【応募期限】

①6月17日（金） ②7月15日（金）

【応募方法】

電話または、FAXにてお申し込みください。

【問合せ】

潮来市立延方幼稚園 TEL 66-2533 FAX 66-3569

日の出地区のごみ集積所が元に戻ります

日の出地区のごみ集積所は、6月1日（水）から元の場所に戻ります。
分別・収集曜日は、震災前と同様となりますので、ごみの分別にご協力をお願いします。

【問合せ】 潮来市 環境課

TEL 63-1111 内線251～253



厚生労働大臣、防災担当大臣へ 液状化被害への更なる支援を要望！

6月6日（月）、前回の要望活動と同様に潮来市が事務局となり、枳田市長をはじめ、本県6市（潮来市、神栖市、鹿嶋市、行方市、銚田市、稲敷市）、千葉県3市（香取市、浦安市、我孫子市）、埼玉県久喜市の3県10市は、合同で細川厚生労働大臣、松本防災担当大臣に、災害救助法の見直しや特別立法法の制定などを求める要望書を手渡しました。

本市では、約2,100棟の住宅が液状化による沈下や傾きなどの被害に遭い、新たな認定基準に基づき、再度被害調査を行ったところ、「大規模半壊」と認定された住宅が57棟から約500棟に増えましたが、依然として約75%の世帯が被災者生活再建支援制度の対象外とされる「半壊」や「一部損壊」となっております。

要望では、内閣府が5月2日に発表した液状化被害認定の新基準に照らしても、多くの世帯が救済されない事実、また半壊した住宅の応急修理に支援金（最大52万円）を利用できると定めた災害救助法の支給要件が液状化被害を受けた住宅の現状にそぐわないことを指摘し、「住宅被害認定基準の更なる運用見直し」、「半壊世帯への支援強化」、「災害救助法の抜本的見直し」、「特別立法法の制定」などの必要性について、手作りによる模型やパネルを使用し、支援の拡大を強く求めました。

その結果、細川厚生労働大臣は液状化被害の現状に対して、深く理解を示され、「基準を見直したのが現状に合っていない状況が把握できた」と述べられました。また、松本防災担当大臣からは「必要に応じて、見直ししたい」と、支援拡大への前向きな回答をいただきました。



【細川厚生労働大臣への要望の様子】



【松本防災担当大臣へ、パネルによる液状化説明】

◇液状化被害への支援要望の経過

4月12日	枳田市長をはじめ液状化被害に遭った5市の市長、山口副知事が大島国土交通大臣、松本防災担当大臣などへ支援拡大の要望書を提出
4月16日	福井内閣府参事官補佐が日の出地区の液状化による被害状況を調査
4月23日	大島国土交通大臣が香取市の液状化被害状況を調査、枳田市長も同行
4月26日	真内閣府防災担当大臣が日の出地区の液状化による被害を調査
5月18日	野田財務大臣へ支援拡大への要望書を提出
5月26日	財務省井上主計官が潮来市内の被害状況を調査

医療機関等における一部負担金の免除について

対象者 東日本震災により住家が半壊以上の被害を受けた方で国民健康保険または後期高齢者医療に加入されている方で、上記の要件に該当する方につきましては、医療機関や薬局の一部負担金等や入院時の食費、居住費等が免除になります。

一部負担金等の免除される期間

平成23年3月11日（金）～平成24年2月29日（水）まで
 ※ただし、入院時の食費・居住費については、平成23年3月11日（金）～平成23年8月31日（水）

免除の受け方
 ・6月30日（木）までは、医療機関等の窓口において被災した旨を申し出ることにより、一部負担金等を支払わずに受診することが可能です。

※ただし、免除対象者の要件に該当しないと判断された場合には、免除された額について返還していただくこととなります。

・7月1日（金）からは、医療機関等の窓口で「免除証明書」の提示が必要となります。

免除証明書の手続き方法

「り災証明書」、「印鑑」、「被保険者証」を持参の上、市民課国保年金グループで申請してください。

その他

6月30日（木）までは、被災により医療機関等に被保険者証を提示できないう場合は、氏名・生年月日、住所等を申し出ることにより受診が出来ますが、7月1日（金）からは、通常どおり被保険者証の提示が必要となります。紛失等された方は、再交付の手続きをお願いします。

※社会保険に加入されている方は、一部負担金の免除等について、各事業所へお問い合わせください。

《免除に該当する方で、既に一部負担金を支払った場合》

還付申請書の提出が必要になります。提出後、支払った額の還付を受けることができます。（申請に必要なもの）

免除証明書・医療機関等が発行した領収証・印鑑・銀行口座のわかるもの
 ※後期高齢者の方：後日、該当する方には茨城県後期高齢者医療広域連合から、還付申請書が送られる予定です。

問合せ・申請先
 潮来市 市民課 国保年金グループ TEL 63-1111 内線 131、134（国保）、133（後期高齢）

農業用プラスチック回収

農業用使用済み塩ビシート・ブルーシート・ビニールおよびポリエチレンの収集・回収（6月および翌年1月）は、本年度も年度登録制になっておりますので、排出される方は事前登録をお願いします。

（受付期間）6月16日（木）～6月24日（金）
 ※土日除く

（申請に必要なもの）登録料2,000円、印鑑

（回収日時）6月27日（月）

（回収場所）JANAなめかの潮来マイカ（大洲）
 午前9時～正午・午後1時～4時まで
 牛堀育苗センター（島須）

※詳細は下記までお問い合わせください。

問合せ・申請先
 潮来市農業用プラスチック適正処理推進協議会事務局（潮来市農政課内）
 TEL 63-1111 内線 264～266

元氣出そうコンサート～ふるさとの民謡

（日時）6月18日（土）
 午後3時30分～6時（2時30分開場）

（場所）日の出中学校体育館（入場無料）

（内容）「ふるさとの民謡」
 第一部 「潮来あやめ踊り 磯節 磯原節 潮来出島 ほか」
 第二部 「潮来未来へ」
 地元の未来を担う子ども達と共演 「故郷」
 第三部 「現代民謡歌謡」 未来に繋ぐ民族音楽

唄唄 女じょうかんが二人旅 はぐれコキリコ
 潮来の姐ご ほか

（出演）
 本條秀太郎氏（水郷いたこ大使）、金沢明子氏、成世昌平氏、福田佑子氏、小野田浩二氏 ほか

問合せ 潮来市 学校教育課 TEL 63-1111 内線 366

平成23年度潮来市職員（平成24年4月採用）試験案内

申込受付期間 7月1日(金)～7月29日(金)
 試験区分 採用予定人員及び受験資格
 職種区分 採用予定人員 受験資格
 一般事務 5名程度 昭和52年4月2日以後に生まれた人で、高校以上を卒業した者及び卒業見込みの者

試験の方法
 試験は第1次試験、第2次試験及び資格調査とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対してのみ行います。
 (1) 第1次試験

試験区分	試験科目	試験時間	試験会場
A	一般常識	30分	茨城大学 (水戸市文京2丁目1番1号)
	筆記試験	30分	
B	一般常識	30分	茨城大学 (水戸市文京2丁目1番1号)
	筆記試験	30分	

(注) 1. A(大学卒)の受験資格がある方は、B(短大卒・高校卒等)を受験できません。
 2. 第2次試験 適性検査等、口述試験等とします。
 (3) 資格調査 受験資格の有無等について調査します。
 3. 試験日時及び試験会場

区分	第1次試験	第2次試験
日時	9月18日(日)	(1) 適性検査等 (2) 口述試験等 10月下旬頃
試験会場	茨城大学 (水戸市文京2丁目1番1号)	第1次試験合格者に通知します

4. 合格者の発表
 (1) 第1次試験合格者の発表は、10月上旬に掲示板(市役所前、潮来市商工会前)に掲示するほか合格者に通知します。
 (2) 最終合格者の発表は、12月上旬に掲示板(市役所前、潮来市商工会前)に掲示するほか合格者に通知します。
 5. 給与
 給与は、潮来市職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、例えば学校卒業直後に採用された場合は、次のとおりです。(平成23年4月1日現在)

学歴	高等学校	短大等	大学
給料(基本給)月額	144,500円	158,700円	178,800円

6. 受験手続及び受付期間
 (1) 申込用紙の請求
 申込用紙は市役所総務課に請求してください。
 郵便で請求する場合は、封筒の表側に職員採用試験申込用紙請求と未書し、書留等の確実な方法をとってください。なお、以下のものを必ず同封してください。
 ・A4判サイズの返信用封筒(角形2号) ※あて先を明記して120円分の切手を貼ること
 ・受験する職種(一般事務)、試験区分(A大学卒、B短大卒・高校卒等)を明記した書類(様式任意)
 潮来市 総務課 人事・行政グループ
 〒311-2493 茨城県潮来市626番地
 (2) 受験申込先
 潮来市 総務課 人事・行政グループ
 7月1日(金)～7月29日(金) ※土日・祝祭日は除きます。
 申込みは月曜日の午前9時から午後5時までとし、郵便の場合は7月29日必着です。
 (4) 提出書類等
 申込書 1部(所定の申込用紙を使用してください。)
 受験票に貼付する写真のほかに、写真1枚を添えてください。
 なお、写真の裏には2枚とも氏名を記入してください。
 イ 長3サイズの定形封筒(受験票送付用) ※あて先を明記して380円分の切手を貼ること
 ウ 受験料 不要
 7. 採用の時期について 採用期日は、平成24年4月1日を予定しております。
 8. その他 受験申込者には受験票を後日簡易書留にて送付します。
 ◎ 問合せ 潮来市 総務課 人事・行政グループ TEL 63-1111 内線2211～2213

潮来税務署からのお知らせ

今回の東日本大震災により、住宅や家財等に損害を受けた方は、平成22年分の所得税の全部または一部を軽減できる場合があります。潮来税務署では、次日程で市内在住の方を対象に相談会を実施しますので、ぜひご参加ください。
 (日) 時 6月13日(月)～17日(金)
 午前9時～午後4時
 潮来税務署(2階 会議室)
 ※必要書類等については、下記までお問い合わせください。

潮来税務署 TEL 66-6931 (自動音声後[2]を選択)

あやめつりと震災復興への取り組みがテレビ放送されます
 NHK「あやめつりと震災復興への取り組みがテレビ放送されます」として、60回を迎えた「水郷潮来あやめつり」の魅力と、震災からの復興を目指し、「今、心をひとつに」を合言葉に地域を盛り上げようと奮闘する人々の元気や地域への思いが放送されます。ぜひご覧ください。
 (放送予定日)
 6月16日(木) 16:50～18:00の中で10分程度

募集

潮来市学童クラブ指導員

勤務内容 学童クラブでの指導
 勤務場所 潮来市内学童クラブ
 応募要件 児童の育成に熱意と体力のある方
 資格は問いません。
 応募期間 6月13日(月)～6月24日(金)

学童クラブ指導員1名

勤務期間 7月1日(金)～翌年3月31日(土)
 ※年度内の契約ですが3年を限度に更新できる場合があります。
 勤務時間 午後2時～午後6時30分
 1日4.5時間 週4日勤務(交代勤務)
 ※土・日・祝日はお休みです
 報酬 時給900円
 応募方法 「潮来市非常勤嘱託員登録申請書」および「履歴書(写真添付)」を、市役所総務課まで直接ご提出ください。

学童クラブ長期休業日臨時指導員5名

勤務期間 7月21日(水)～8月31日(水)
 勤務時間 午前9時～午後5時 週4日～5日
 ※土・日・祝日はお休みです
 報酬 時給750円
 応募方法 履歴書を下記まで郵送(封筒に「臨時指導員申込」と記載)またはご持参ください。

市役所および市内教育施設 放射線量測定結果

市役所本庁舎および市内教育施設の放射線量は、暫定基準値を下回っているため、グラウンドの使用や健康に影響のあるレベルではありません。
 (更新日) 6月8日(水) 天候:雨のち晴れ
 (測定器) HORIBA PA-1000 Rad I
 【測定結果】(単位はマイクログラムシーベルト毎時)

測定場所	放射線量	
	地上50cm	地上1m
潮来市役所	0.172 (▲0.023)	0.150 (▲0.022)
潮来第一中学校	0.139 (▲0.038)	0.130 (▲0.038)
潮来第二中学校	0.133 (▲0.023)	0.127 (▲0.014)
日の出中学校	0.080 (▲0.083)	0.078 (▲0.059)
牛堀小学校	0.124 (▲0.29)	0.118 (▲0.204)
潮来小学校	0.096 (▲0.053)	0.099 (▲0.037)
津知小学校	0.141 (▲0.003)	0.143 (▲0.01)
日の出小学校	0.107 (▲0.02)	0.107 (▲0.027)
延方小学校	0.146 (▲0.023)	0.142 (▲0.017)
大生原小学校	0.212 (▲0.023)	0.216 (▲0.015)
徳島小学校	0.081 (▲0.011)	0.080 (▲0.004)
牛堀小学校	0.111 (▲0.076)	0.104 (▲0.081)
潮来保育所	0.141 (▲0.008)	0.130 (▲0.005)
うしぼり幼稚園	0.158 (▲0.014)	0.153 (▲0.028)

※()内の数字は前回調査との比較増減(▲:減少)
 ※文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断にかかる暫定基準値を「3.87マイクログラムシーベルト毎時」とし、これを上回る学校で屋外活動を制限しています。

潮来市環境課 TEL 63-1111 内線251～253

潮来市水道水の放射線量測定結果

潮来市水道水の放射線量は、原子力安全委員会が定めた基準値を下回っているため、飲料水として「安全」です。検査結果は、次のとおりです。

内容	放射線量(Bq/kg)	採取日
放射性ヨウ素 (I-131)	放射能モニタリング (S-137)	
	不検出(3.7 Bq/kg未満)	5月2日
	不検出(5.3 Bq/kg未満)	5月9日
放射性セシウム (Cs-137)	放射能モニタリング (S-137)	
	不検出(9.0 Bq/kg未満)	5月18日
	不検出(9.0 Bq/kg未満)	5月22日
水遣水 (中上水道)	放射能モニタリング (S-137)	
	不検出(0.6 Bq/kg未満)	5月30日
	不検出(0.6 Bq/kg未満)	6月6日

検査機関
 5月2日、9日 : 東京ニュークリア・サービス
 5月18日以降 : 中外テクノス

暫定規制値

放射性ヨウ素 : 300 Bq/kg以下
 放射性セシウム : 200 Bq/kg以下
 ※放射性ヨウ素が100 Bq/kgを超える場合には、乳児による水道水の摂取を控えることとされます。

問合せ 潮来市災害対策本部(総務課内)

TEL 63-1111 内線233～234

(3) 日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査

平成 23 年 11 月吉日

潮来市日の出地区の皆様

『日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査』
御協力のお願い筑波大学 システム情報工学研究科
都市防災研究室**はじめに**

日の出地区の皆様には、3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」とそれに伴う大規模な地盤の液化により、甚大な被害・影響をこうむられましたことを心よりお見舞い申し上げます。

この度、日の出地区にお住まいの皆様の震災による被害・影響の実態とその後の生活状況について把握し、日の出地区の今後の復興にお役立ていただくために本アンケート調査をお願いすることとなりました。本アンケートにつきましては、調査結果がまとめ次第、潮来市震災復興本部にご報告させていただき、ご活用いただくこととなっております。

本調査で得たデータは、統計的な処理を施した分析にのみ使用させていただきますので、皆様の個人情報が特定されることなどは決してございません。

お忙しいところ大変恐縮ではございますが、このような趣旨をご理解いただき、本調査にご協力くださいますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

アンケートの記入方法

※本アンケートは**世帯主(または代理の方)**にご回答をお願いいたします。

このアンケートではすべてのページについてご回答をお願いいたします。回答記入方法は次の4種類がありますので、それぞれ指定の方法でご記入をお願いします。

- ・() 内に**数字を記入**する
- ・あてはまる項目の番号(1, 2, 3, …)に **1つ〇**をつける
- ・あてはまる項目の番号(1, 2, 3, …)の **すべてに(いくつでも)〇**をつける
- ・次の例のように、あなた自身のお考えに一致する部分の **数字の1つに〇**をつける
(解答例)

日頃の防災対策は重要である	あてはまる	1	2	3	4	あてはまる
---------------	-------	---	---	---	---	-------

アンケートの回収方法

回答をご記入いただきましたアンケート票につきましては、**黄緑色の返信用封筒**にお入れいただき、**11月30日(水)までに**ポストにご投函ください。

お問合せ先

筑波大学 システム情報工学研究科 都市防災研究室 (担当:小嶋)
〒305-8573 茨城県つくば市天王台1-1-1 総合研究棟B-714
TEL / FAX : 029-853-5390 E-mail : ojima80@sk.tsukuba.ac.jp

日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート

※本アンケートは世帯主(または代理の方)にご回答をお願いいたします。

震災発生前(3月10日以前)の住居の状況についてお伺いいたします

Q1. 3月10日以前にお住まいの住宅の種類をお答えください。(1つに○)

1. 持家(一戸建て)	4. 賃貸マンション	7. 社宅(一戸建て)
2. 貸家(一戸建て)	5. 賃貸アパート	8. 社宅(マンション・アパート)
3. 分譲マンション	6. 公営住宅	9. その他()

Q2. 3月10日以前にお住まいの住宅の構造をお答えください。(1つに○)

1. 木造	2. 鉄筋コンクリート造	3. 鉄骨造	4. その他()
-------	--------------	--------	-----------

Q3. 3月10日以前にお住まいの住宅の築年数をお答えください。(1つに○)

1. 5年未満	3. 10～20年未満	5. 30～40年未満	7. 50年以上
2. 5～10年未満	4. 20～30年未満	6. 40～50年未満	8. わからない

Q4. 日の出地区で生活し始めたのはいつ頃からですか。(1つに○)

1. 昭和45～54年	2. 昭和55年～平成元年	3. 平成2～11年	4. 平成12～21年	5. 平成22年以降
-------------	---------------	------------	-------------	------------

Q5. 日の出地区に住み始めた理由は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 自分が生まれ育った土地だから	10. 勤務地に近いから
2. 親の近くに住みたかったから	11. 借上げ住宅や寮があったから
3. 親戚、知人が近くにいるから	12. 新しい住宅地で道路などが整備されているから
4. 結婚相手が住んでいるから	13. 平坦な土地だから
5. 同じ会社の人が住んでいるから	14. 気に入った物件があったから
7. 生活の利便性が高いと思ったから	15. 家賃、住宅価格が手ごろだったから
8. 周辺の景観が気に入ったから	16. その他()
9. 地域のイメージや評判が良いと思ったから	

Q6. 3月10日以前のお住まいに関して、あなたはどれくらい満足していましたか。それぞれの項目についてあてはまる部分に○をつけてください。

<項目>	不満		ふつう		満足
住宅の広さや間取り	1	2	3	4	5
住居費の負担	1	2	3	4	5
高齢者への配慮	1	2	3	4	5
日当たりや風通し	1	2	3	4	5
住宅の耐震性	1	2	3	4	5
犯罪に対する安全性	1	2	3	4	5

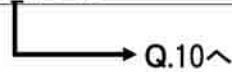
震災発生前(3月10日以前)の生活環境についてお伺いいたします

Q7. 震災発生前(3月10日以前)の日の出地区の生活環境に関して、あなたの評価をお答えください。
 それぞれの項目について**あてはまると思われる部分に○をつけてください。**

<項目>	とても悪い	ふつう	とても良い		
通勤の利便性	1	2	3	4	5
J Rの利便性	1	2	3	4	5
買い物の利便性	1	2	3	4	5
道路の整備状況	1	2	3	4	5
公共料金の安さ	1	2	3	4	5
家賃、住宅価格などの安さ	1	2	3	4	5
住宅の広さ、設備に恵まれていること	1	2	3	4	5
<項目>	とても悪い	ふつう	とても良い		
住宅の安全性	1	2	3	4	5
住宅の選びやすさ	1	2	3	4	5
病院・診療所などの充実度	1	2	3	4	5
小・中学校の教育の状況	1	2	3	4	5
高等学校の教育の状況	1	2	3	4	5
保育所・幼稚園・学童保育などの充実度	1	2	3	4	5
公民館・図書館・文化施設などの充実度	1	2	3	4	5
<項目>	とても悪い	ふつう	とても良い		
体育館などのスポーツ施設の充実度	1	2	3	4	5
自然や町並みの美しさ	1	2	3	4	5
治安の良さ	1	2	3	4	5
騒音や臭気などの公害対策	1	2	3	4	5
災害(火災、地震、水害、液状化など)への対策	1	2	3	4	5
自治会などの地域活動	1	2	3	4	5
市や地域のイメージ・評判	1	2	3	4	5

Q8. 震災発生前(3月10日以前)に他の地域へ転居しようと考えたことはありましたか。

1. はい 2. いいえ



Q9. Q8で「1. はい」を選んだ方にお伺いします 転居しようと考えた理由をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|----------|--------------------|---------------------------------|
| 1. 就職のため | 6. 離婚のため | 11. 防災面に不安があったから |
| 2. 転職のため | 7. 子どもの教育の都合のため | 12. 住居に不安があったから |
| 3. 転勤のため | 8. 両親や子どもの近くに住むため | 13. その他() |
| 4. 退職のため | 9. 生活の利便性に不満があったから | |
| 5. 結婚のため | 10. 環境面で不安な点があったから | |

震災発生前(3月10日以前)の地域の状況についてお伺いいたします

Q10. 震災発生前には、あなたのお宅は地域の自治会に参加していましたか。 (1つに○)
 1. はい 2. いいえ

Q11. 震災発生前には、日頃、地域の行事にはどの程度参加していましたか。
 それぞれの項目についてあてはまる部分に○をつけてください。 (1つに○)

<項目>	全く 参加していない	1	2	ふつう	3	4	とてもよく 参加していた	5
潮来市の防災訓練	1	2	3	4	5			
日の出地区の運動会	1	2	3	4	5			
日の出地区の清掃活動	1	2	3	4	5			
日の出地区のソフトボール大会	1	2	3	4	5			
日の出地区の防災訓練	1	2	3	4	5			

Q12. 震災発生前に、近所に親戚以外で親しくしている家は何軒くらいありましたか。 (1つに○)
 1. なし 2. 1~2軒 3. 3~5軒 4. 6~10軒 5. 10軒以上

Q13. 震災発生前に、以下の災害による日の出地区での被害や影響についてどのように考えていましたか。
 それぞれの災害についてあてはまると思われる部分に○をつけてください。 (1つに○)

<項目>	全くありえない	1	2	どちらとも言えない	3	4	5	十分にありえる
地震による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5			
水害による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5			
市街地火災による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5			
液状化による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5			
強風や竜巻による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5			

3月11日に発生した地震による被害状況についてお伺いいたします

Q14. 3月11日の地震で、当時ご自宅の敷地の地盤にはどれくらいの被害がありましたか。 (あてはまるものすべてに○)
 1. 地盤が傾いた 2. 地中のパイプが浮き出してきた 3. 砂や水が噴出した 4. その他() 5. 特に被害はなかった

Q15. 3月11日の地震で、当時あなたが住いの住宅はどれくらいの被害がありましたか。ご自宅の被害について、あてはまるものを選んでください。 (1つに○)
 1. 全壊 2. 大規模半壊 3. 半壊 4. 一部損壊 5. 内壁に亀裂が入った 6. 屋根の瓦がずれたりした 7. その他() 8. 被害なし

Q16. 自宅の被害のほか、次のような被害はありましたか。 (あてはまるものすべてに○)
 1. 食器棚から食器が落ちてきた 2. たんす・食器棚などが倒れた 3. 窓ガラスにひびが入ったり割れたりした 4. 住宅が傾き、ドアの開まりが悪くなった 5. ブロック塀が倒れたり、ひびが入ったりした 6. 停電した 7. 水道が使いえなくなった 8. ガスが使いえなくなった 9. その他() 10. 特に被害はなかった

Q17. 住宅の利用(修復)に関して今後どのように考えていますか。 (あてはまるものすべてに○)
 1. 被害はなかったので、特に何もしない 2. 被害はあったがそのままにする 3. 傾きを修復する 4. 建て直す 5. 取り壊す 6. 地盤補強をする 7. 検討中 8. その他

震災発生から3日目（3月13日）ごろの生活状況についてお伺いいたします

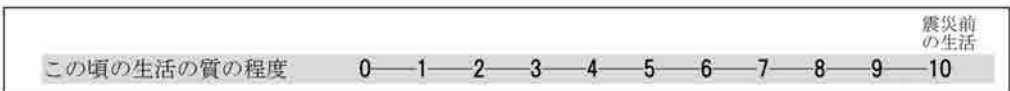
Q18. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q19. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に入らなかったこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったこと | 10. いつものように食事がとれなかったこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まったこと | 11. 入浴できなかったこと | 19. 困ったことはなかった |
| 5. ガスが止まったこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る場所がなかったこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q20. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起ころ前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。



震災発生から10日後（3月下旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします

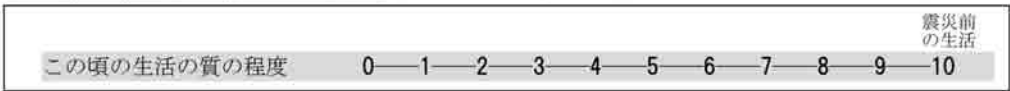
Q21. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 (1つに○)

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他() | |

Q22. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 (3つまで○)

- | | | |
|--------------------------|------------------------|----------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に入らなかったこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったこと | 10. いつものように食事がとれなかったこと | 18. その他() |
| 4. 水道が止まったこと | 11. 入浴できなかったこと | 19. 困ったことはなかった |
| 5. ガスが止まったこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る場所がなかったこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q23. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起ころ前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。



震災発生から1カ月後（4月上旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします

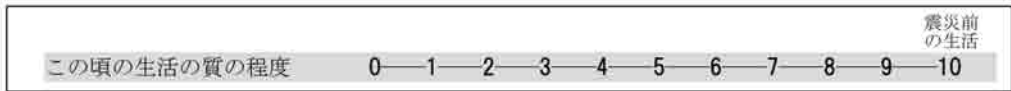
Q24. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 （1つに○）

- | | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他（ ） | |

Q25. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 （3つまで○）

- | | | |
|------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に
入れなかったこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったこと | 10. いつものように食事が
とれなかったこと | 18. その他（ ） |
| 4. 水道が止まったこと | 11. 入浴できなかったこと | 19. 困ったことはなかった |
| 5. ガスが止まったこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る
場所がなかったこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q26. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起こる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。



震災発生から2カ月後（5月上旬）ごろの生活状況についてお伺いいたします

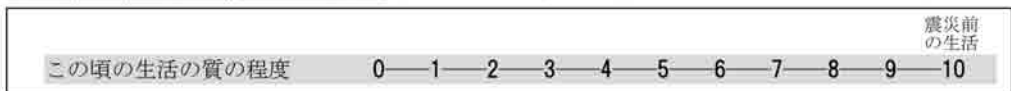
Q27. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。 （1つに○）

- | | | | |
|-----------|-----------------|----------------------|-------------|
| 1. 自宅 | 4. 市内の知人・親戚の家 | 7. ホテルや旅館 | 10. 避難していない |
| 2. 近隣の知人宅 | 5. 市外の知人・親戚の家 | 8. 民間の賃貸住宅 | |
| 3. 車の中 | 6. 指定の避難場所の建物の中 | 9. その他（ ） | |

Q28. この頃に困ったことは何ですか。特に困ったことを3つまで選んでください。 （3つまで○）

- | | | |
|------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 1. 度重なる余震で家の中に
入れなかったこと | 8. 交通機関の麻痺 | 16. 携帯電話の電池切れ |
| 2. 自宅の地盤が傾いたこと | 9. トイレの不便 | 17. ガソリンの不足 |
| 3. 電気が止まったこと | 10. いつものように食事が
とれなかったこと | 18. その他（ ） |
| 4. 水道が止まったこと | 11. 入浴できなかったこと | 19. 困ったことはなかった |
| 5. ガスが止まったこと | 12. 寝具の不足 | |
| 6. 留守宅への泥棒による被害 | 13. 体調の不良 | |
| 7. 落ち着いて避難生活を送る
場所がなかったこと | 14. ゴミや廃棄物の処理 | |
| | 15. ペットの世話 | |

Q29. この頃の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起こる前の程度を「10」としたときにあてはまると思われる部分1つに○をつけてください。



現在の生活状況についてお伺いいたします

Q30. あなたは**現在**、どこで生活されていますか。 (1つに○)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 震災前に住んでいた自宅 | 3. 日の出地区以外の潮来市内 |
| 2. 日の出地区内の別の場所 | 4. 潮来市以外 |

Q31. 現在生活されている**住宅の費用**はどのように負担されていますか。 (1つに○)

- | | |
|----------------|-----------------|
| 1. 購入費や家賃を自己負担 | 3. 親戚・知人等から無償提供 |
| 2. 家賃は市が負担 | 4. 会社が負担 |

Q32. あなたは、震災発生(3月11日)以降に日の出地区から**転居**しましたか。

- | | | |
|------------|--------------------|---------|
| 1. 転居していない | 2. 転居ではなく、一時的な仮住まい | 3. 転居した |
|------------|--------------------|---------|

Q.35へ

Q.33へ

Q33. Q32で3を選んだ方にお伺いいたします

日の出地区から**転居した理由**としてあてはまるものを選んでください。
(あてはまるものすべてに○)

- | | |
|---------------------|---------------------|
| 1. もともと転居する予定があったから | 11. 3/11の液状化による恐怖から |
| 2. 電気の復旧が遅かったから | 12. 今後の地震に対する不安から |
| 3. 水道の復旧が遅かったから | 13. 今後の水害に対する不安から |
| 4. ガスの復旧が遅かったから | 14. 今後の液状化に対する不安から |
| 5. 道路の復旧が進まないから | 15. 今後の市街地火災への不安から |
| 6. 自宅の地盤が傾いてしまったから | 16. 災害対策が脆弱または不安だから |
| 7. 地域の復旧がなかなか進まないから | 17. 宅地の復旧に費用がかかるから |
| 8. 住宅が被害を受けたから | 18. 住宅の再建に費用がかかるから |
| 9. 近所で転居する人が多かったから | 19. その他() |
| 10. 3/11の地震による恐怖から | |

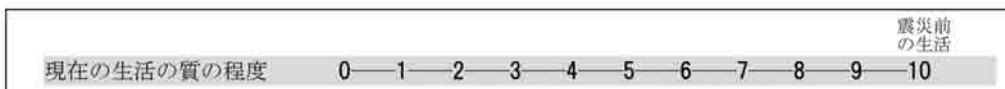
Q34. 転居したのはいつ頃ですか。 (1つに○)

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 2011年 3月 | 4. 2011年 6月 | 7. 2011年 9月 |
| 2. 2011年 4月 | 5. 2011年 7月 | 8. 2011年10月 |
| 3. 2011年 5月 | 6. 2011年 8月 | 9. 2011年11月 |

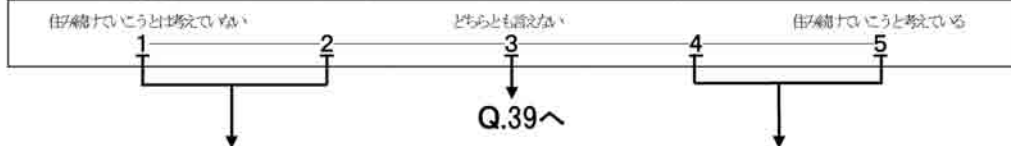
➡ Q.39へ

Q35. **Q32で1・2を選んだ方にお伺いいたします**

現在の暮らし向き(生活の質)は、震災前の生活と比べてどの程度であると思いますか。震災が起こる前の程度を「10」としたときにあてはまる部分1つに○をつけてください。



Q36. あなたは、**今後**、日の出地区に住み続けていこうと考えていますか。 (1つに○)



Q37. **Q36で1・2を選んだ方にお伺いいたします**
日の出地区で**今後住み続けようとは思わない理由**をお答えください。 (いくつでも○)

1. もともと転居する予定があったから
2. 電気の復旧が遅かったから
3. 水道の復旧が遅かったから
4. ガスの復旧が遅かったから
5. 道路の復旧が進まないから
6. 自宅の地盤が傾いてしまったから
7. 地域の復旧がなかなか進まないから
8. 住宅が被害を受けたから
9. 近所で転居する人が多かったから
10. 3/11の地震による恐怖から
11. 3/11の液状化による恐怖から
12. 今後の地震に対する不安から
13. 今後の水害に対する不安から
14. 今後の液状化に対する不安から
15. 今後の市街地火災への不安から
16. 防災対策が脆弱または不安から
17. 宅地の復旧に費用がかかるから
18. 住宅の再建に費用がかかるから
19. その他()

Q38. **Q36で4・5を選んだ方にお伺いいたします**
日の出地区で**今後も住み続けようと思う理由**をお答えください。 (いくつでも○)

1. 自分が生まれ育った土地だから
2. 両親や子どもが近くで生活しているから
3. 親戚・知人が近くにいるから
4. 結婚相手が住んでいるから
5. 同じ会社の人が住んでいるから
6. 子供の教育の関係で
7. 生活の利便性が高いから
8. 周辺の景観が気に入ったから
9. 地域のイメージや評判が良いから
10. 勤務地に近いから
11. 住宅に愛着があるから
12. 住宅のローンが残っているから
13. 地域に愛着があるから
14. 他の地域に行くのには不安があるから
15. 他の地域に行くのは金銭的負担があるから
16. その他()

すべての方にお伺いいたします

Q39. あなた自身が**日の出地区**に住み続ける、あるいは**戻って生活していく**ためには、どのような対策が必要だと思いますか。 (3つまで○)

- | | |
|--------------------|------------------|
| 1. 道路の修復 | 8. 公営住宅の支給 |
| 2. 公共交通の利便性の向上 | 9. ライフラインの早期復旧 |
| 3. 治安の向上 | 10. ライフラインの耐震性強化 |
| 4. 良好なイメージの確立 | 11. 地盤改良の指導 |
| 5. 住宅被害への見舞金の支給の支給 | 12. 地盤改良に対する助成 |
| 6. 住宅補修への助成金の支給 | 13. 地盤改良の施工補助 |
| 7. 住宅建替えへの助成金の支給 | 14. その他() |

Q40. **現在**、以下の災害による**日の出地区**での**被害や影響**をどのように考えていますか。 (1つに○)

<項目>	全くありえない	どちらとも言えない	十分にありえる		
地震 による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5
水害 による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5
市街地火災 による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5
液状化 による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5
強風や竜巻 による甚大な被害・影響	1	2	3	4	5

ご自身やご家族に関してお伺いたします

Q41. あなたの性別をお答えください。

1. 男性 2. 女性

Q42. あなたの年齢をお答えください。

(1つに○)

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| 1. 19歳以下 | 4. 30-34歳 | 7. 45-49歳 | 10. 60-64歳 | 13. 75-79歳 |
| 2. 20-24歳 | 5. 35-39歳 | 8. 50-54歳 | 11. 65-69歳 | 14. 80歳以上 |
| 3. 25-29歳 | 6. 40-44歳 | 9. 55-59歳 | 12. 70-74歳 | |

Q43. あなたと同居されているご家族の人数をお答えください。

(数字を記入)

あなたを含めて()人

Q44. あなたと同居されているご家族をお答えください。

(あてはまるものすべてに○)

1. 配偶者 2. 子供 3. 親(配偶者の親を含) 4. 祖父母 5. きょうだい 6. 単身 7. その他

Q45. あなたのご家族の中には下記に示すような方はいますか。

(あてはまるものすべてに○)

- | | | |
|--------|------------------|---------------|
| 1. 園児 | 4. 高校生 | 7. 要介護・要支援の方 |
| 2. 小学生 | 5. 身体障害者手帳をお持ちの方 | 8. 自宅で長期養育中の方 |
| 3. 中学生 | 6. 高齢者(65歳以上) | |

Q46. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の職業をお答えください。

(1つに○)

- | | | | |
|--------|------------|--------------|---------------|
| 1. 農業 | 3. 会社員・公務員 | 5. 学生 | 7. 現在収入を得ていない |
| 2. 自営業 | 4. 主婦 | 6. パート・アルバイト | 8. その他() |

Q47. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の勤務地をお答えください。

(1つに○)

1. 潮来市内 2. 行方市 3. 鹿島市 4. 神栖市 5. 稲敷市 6. 香取市 7. その他()

Q48. 今回の地震を通じて、地域の防災対策などについて御意見などございましたらご自由にご記入ください。

*** アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。***

日の出地区における震災の被害・影響に関するアンケート調査集計結果

◆調査実施概要

- 対象：震災前（2月末日時点）に潮来市日の出地区に住民登録されていた全世帯の世帯主の方々
- 方法：郵送配布-郵送回収
- 日程：2011年 11月10日(木) 発送
 // 11月30日(水) 返送依頼期限
 // 12月12日(月) 最終締切
- 配布数：2,562票（うち79票は「宛先不明」で返送）
- 回収数：939票（回収率36.7%、(実質37.8%)）

(1) 日の出地区住民の性別と年齢の構成割合

1. あなたの性別をお答えください。(単一回答)

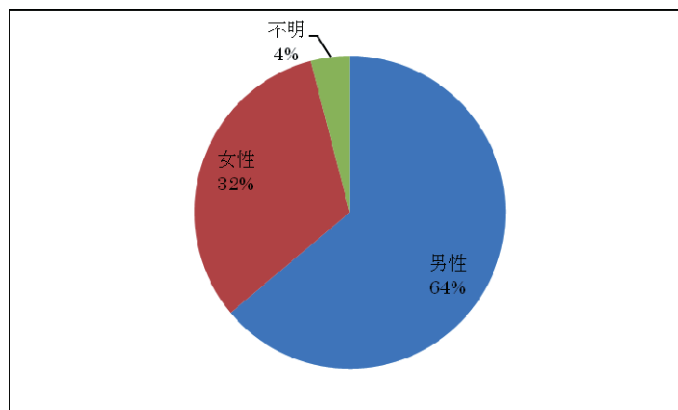


図1 性別 (N=939)

2. あなたの年齢をお答えください。(単一回答)

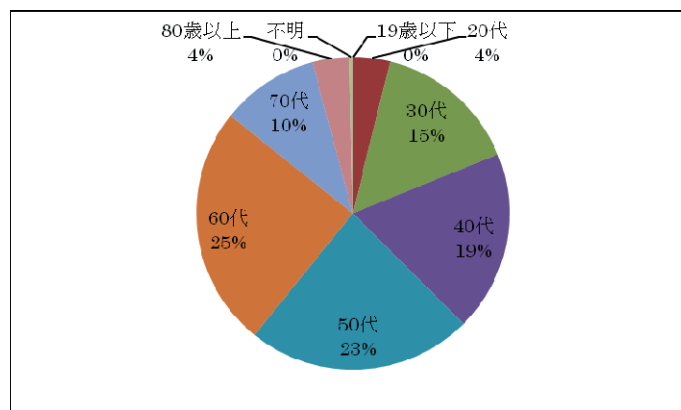


図2 年齢 (N=939)

(2) 日の出地区住民の家族構成

3. あなたと同居されているご家族の人数をお答えください。(数字回答)

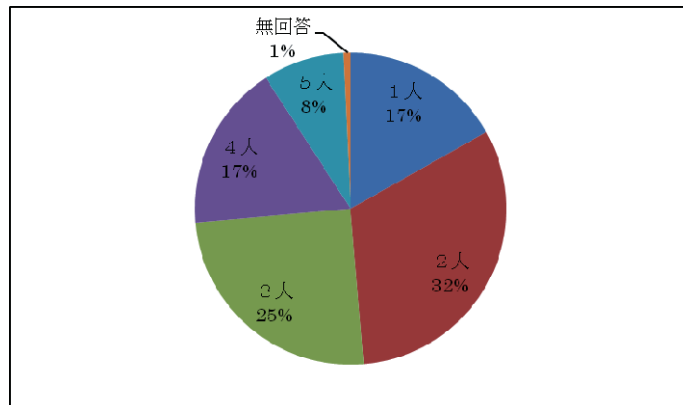


図3 家族の人数 (N=939)

4. あなたと同居されているご家族をお答えください。(複数回答)

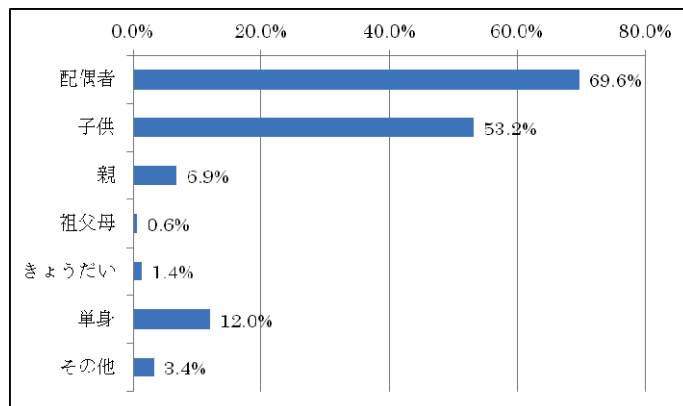


図4 同居している家族 (1) (N=939)

5. あなたのご家族の中に下記に示すような方はいますか。(複数回答)

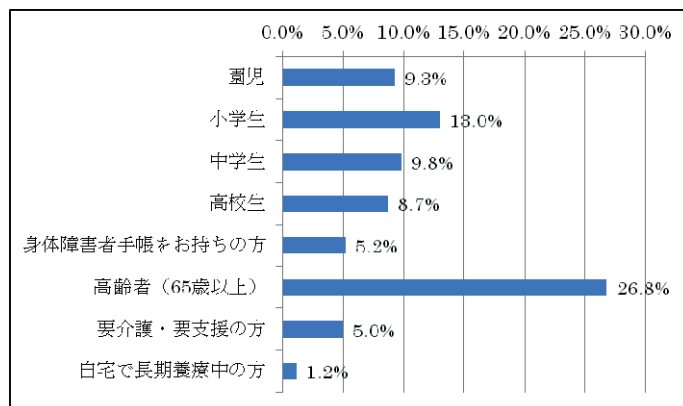


図5 同居している家族 (2) (N=939)

(3) 職業と勤務地

6. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の職業をお答えください。(単一回答)

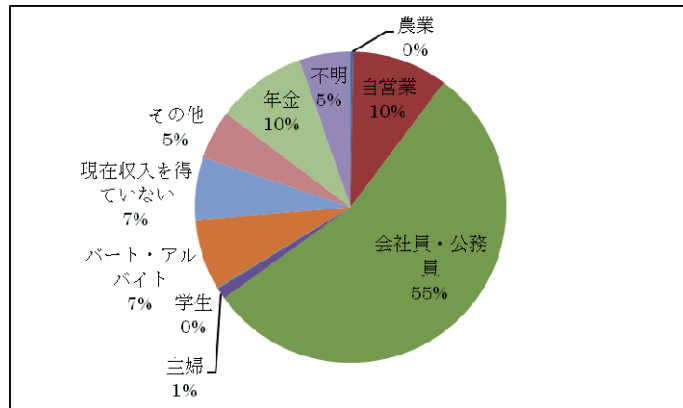


図 6 職業 (N=939)

7. あなたのご家族の中で、家計の主な収入を得ている方の勤務地をお答えください。(単一回答)

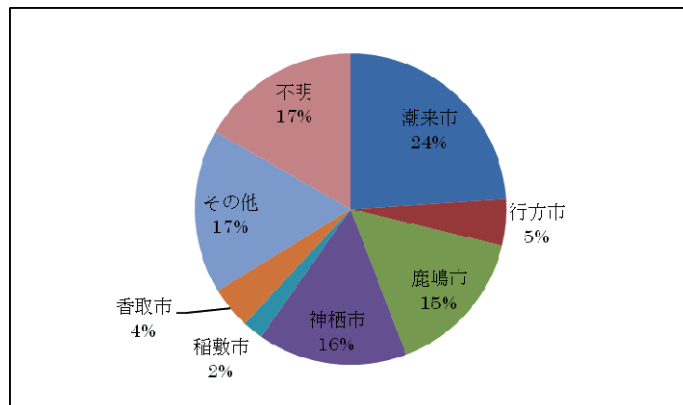


図 7 勤務地 (N=939)

(4) 震災発生前の住居の状況

1. 3月10日以前にお住まいの住宅の種類をお答えください。(単一回答)

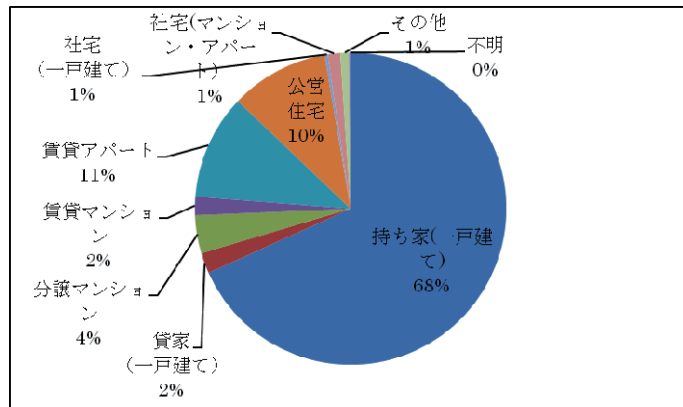


図8 住宅の種類 (N=939)

2. 3月10日以前にお住まいの住宅の構造をお答えください。(単一回答)

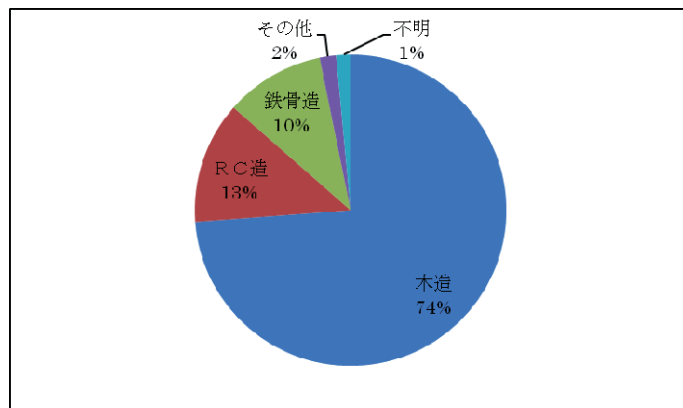


図9 住宅の構造 (N=939)

3. 3月11日以前にお住まいの住宅も築年数をお答えください。(単一回答)

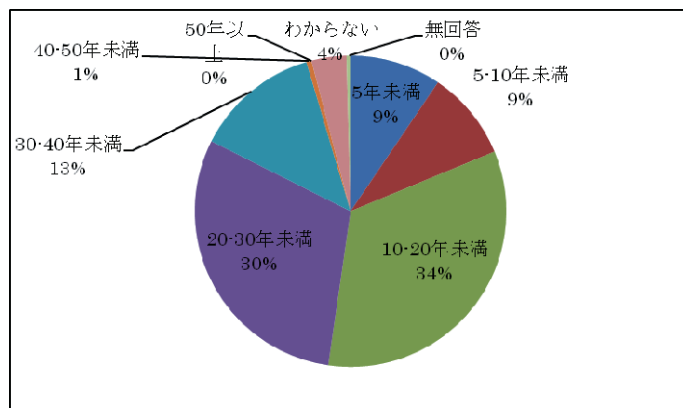


図10 住宅の築年数 (N=939)

4. 日の出地区で生活し始めたのはいつ頃からですか。(単一回答)

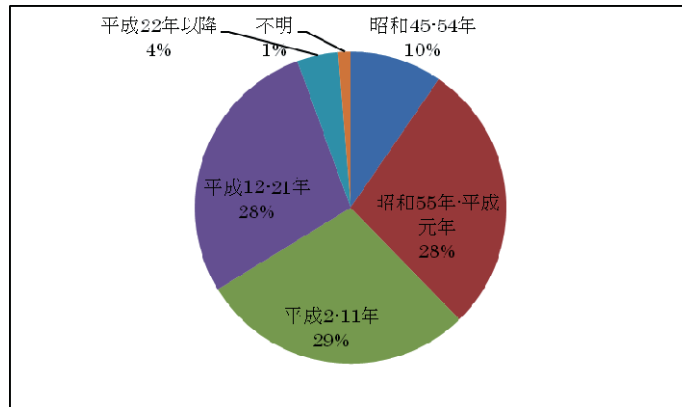


図 11 入居時期 (N=939)

(5) 入居の動機と住宅に対する満足度

5. 日の出地区に住み始めた理由は何ですか。(複数回答)

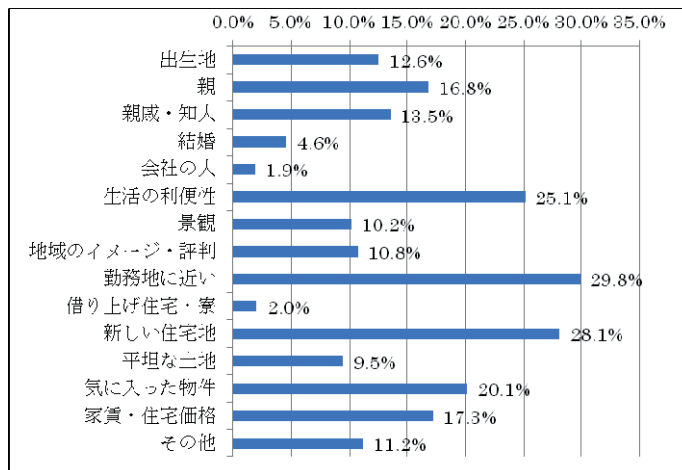


図 12 入居理由 (N=939)

6. 3月11日以前のお住まいに関して、あなたはどれくらい満足していましたか。(それぞれ単一回答)

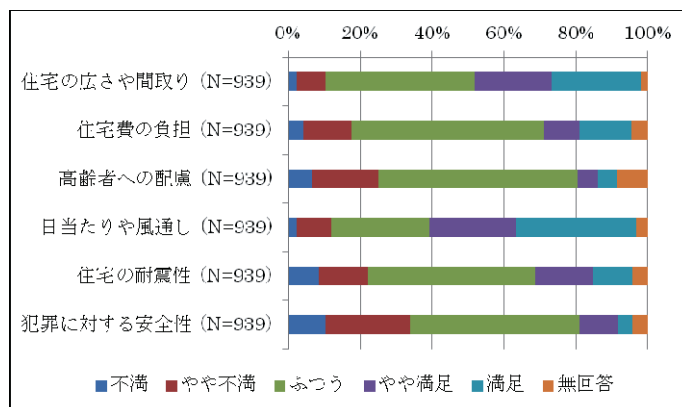


図 13 住宅の満足度

(6) 生活環境に対する満足度

7. 震災が起きた3月11日以前の日の出地区の生活環境に関して、あなたの評価をお答えください。(それぞれ単一回答)

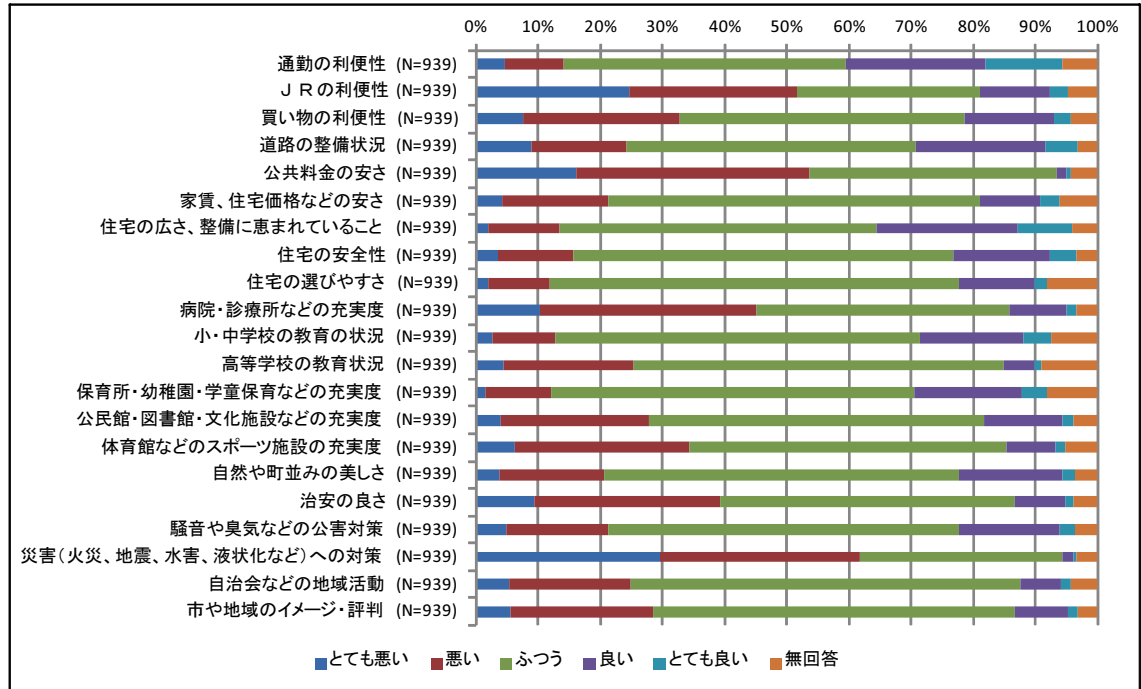


図 14 生活環境の満足度

(7) 震災発生前の居住継続意識

8. 震災が起きた3月11日以前に他の地域へ転居しようと考えたことはありましたか。(単一回答)

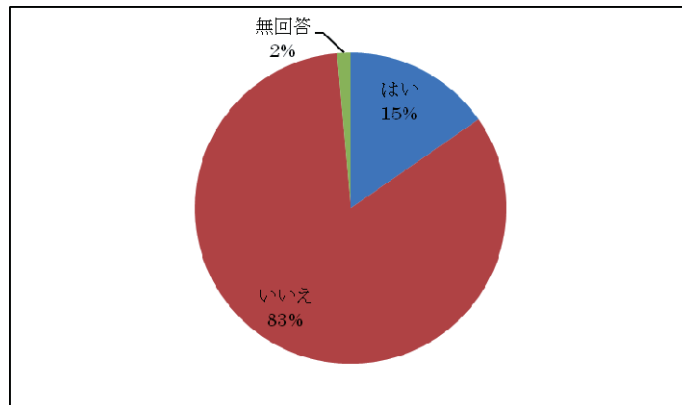


図 15 震災以前の居住継続意識 (N=939)

9. 転居しようと考えた理由をお答えください。(複数回答)

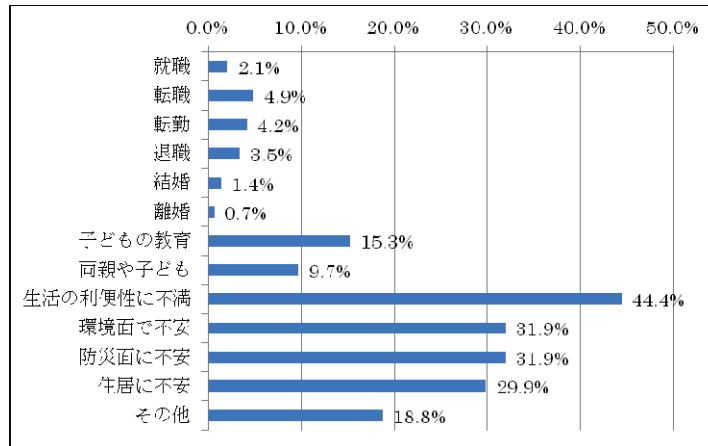


図 16 震災発生前の転居しようと考えた理由 (N=144)

(8) 震災発生前の地域との関わり

10. あなたは地域の自治会に参加していましたか。(単一回答)

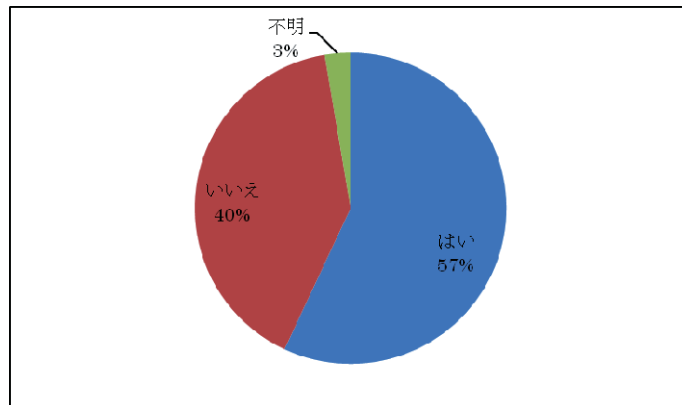


図 17 自治会参加割合 (N=939)

11. 3月11日以前の生活において、日頃から地域の行事にはどの程度参加していましたか。(それぞれ単一回答)

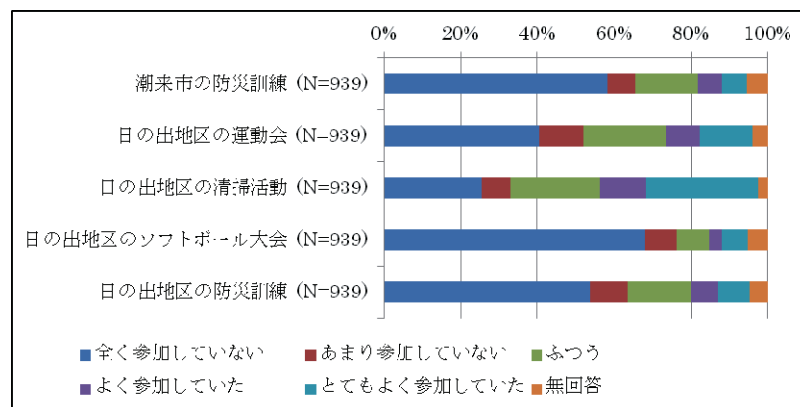


図 18 地域の行事参加度

12. 近所に親戚以外で親しくしている家は何軒くらいありましたか。(単一回答)

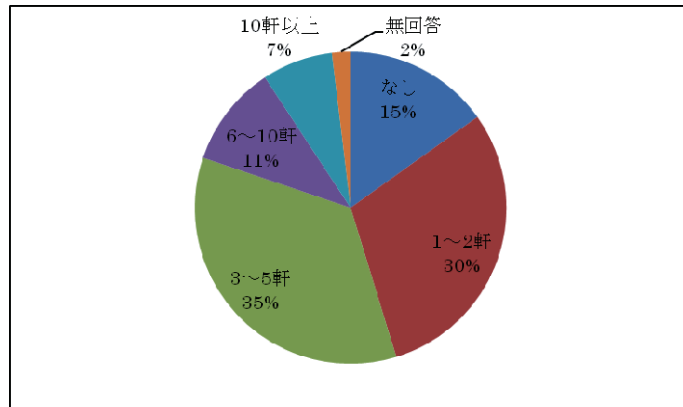


図 19 地域との関わり (N=939)

(9) 震災発生前後のリスク認知

13. 40. 以下の災害で日の出地区に与える被害や影響をどのように考えていましたか。(単数回答)

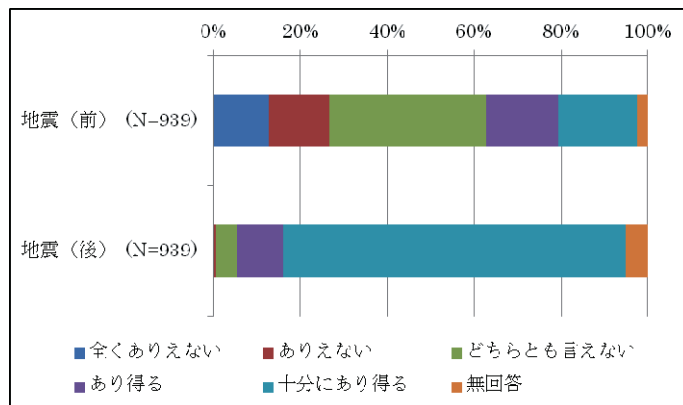


図 20 震災前後の地震に対するリスク認知

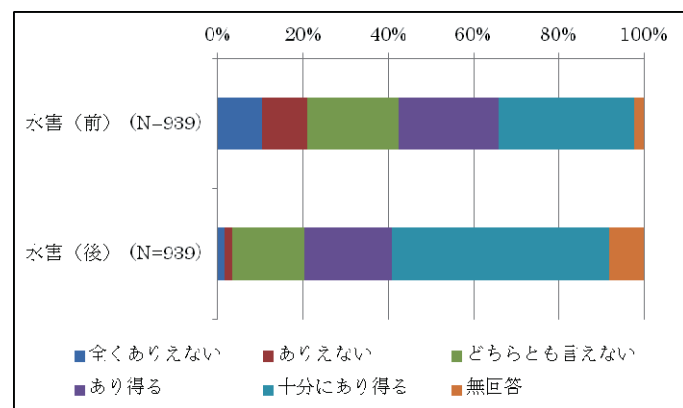


図 21 震災前後の水害に対するリスク認知

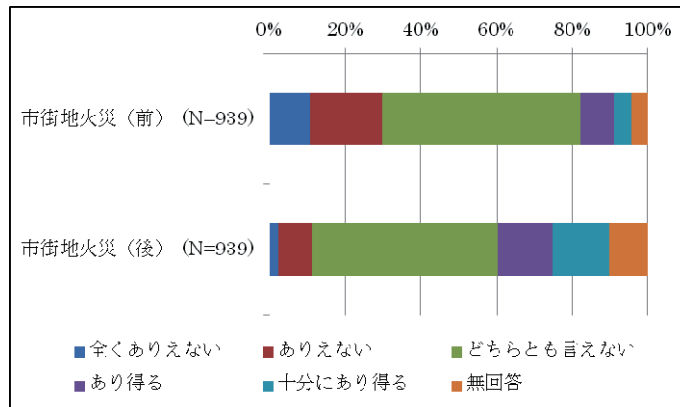


図 22 震災前後の市街地火災に対するリスク認知

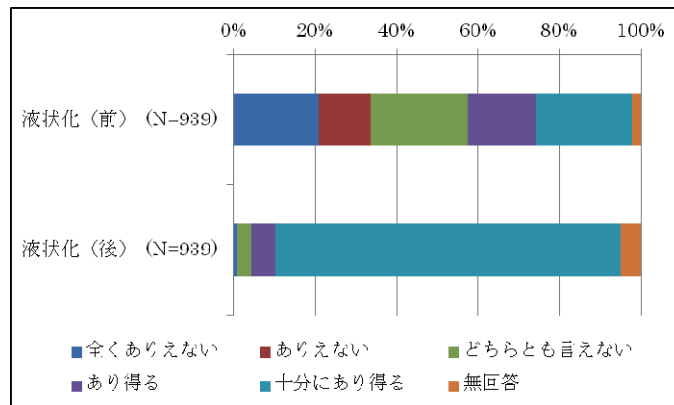


図 23 震災前後の液状化に対するリスク認知

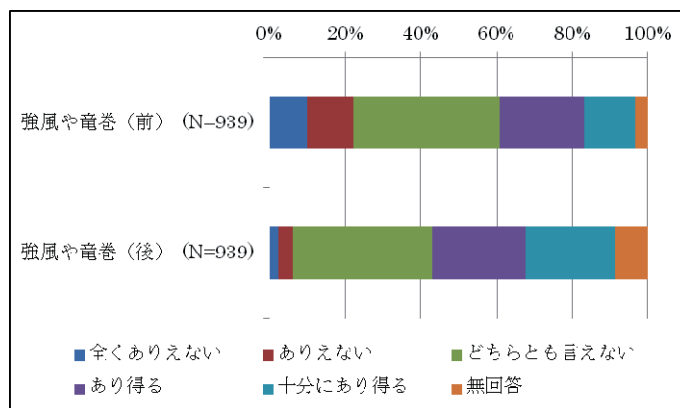


図 24 震災前後の強風や竜巻に対するリスク認知

(10) 震災による被害状況

14. 3月11日の地震で、当時ご自宅の敷地の地盤にはどれくらいの被害がありましたか。(複数回答)

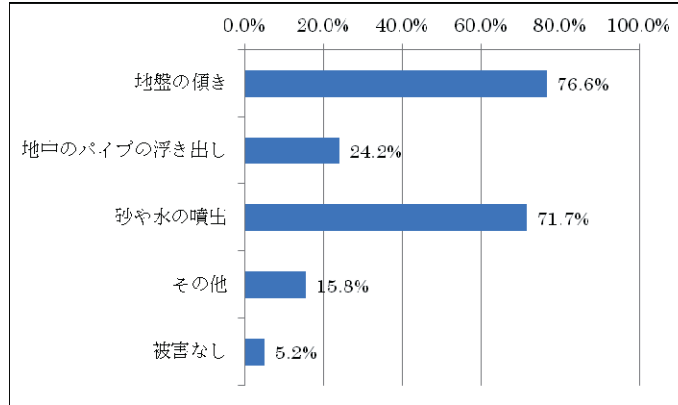


図 25 敷地内の地盤の被害状況 (N=939)

15. 3月11日の地震で、当時あなたがお住いの住宅はどれくらい被害がありましたか。(単一回答)

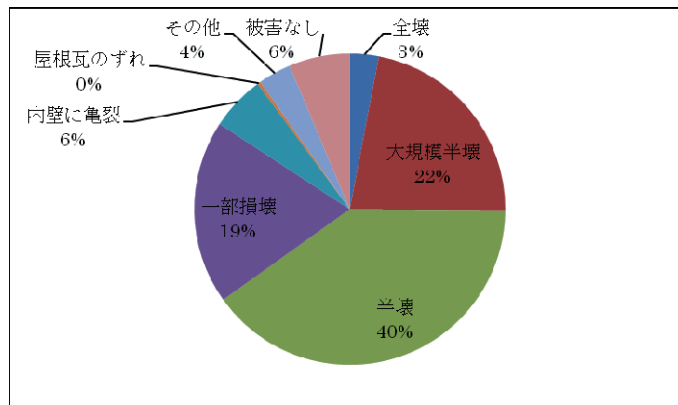


図 26 住宅の被害状況 (N=939)

16. 自宅の被害のほか、次のような被害はありましたか。(複数回答)

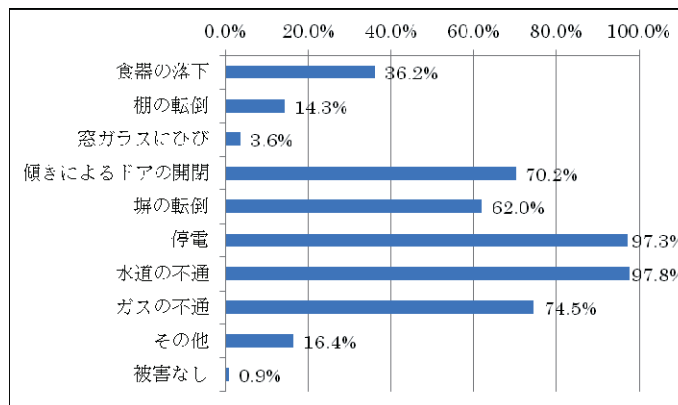


図 27 その他の被害状況

17. 住宅の利用に関して今後どのように考えていますか。(複数回答)

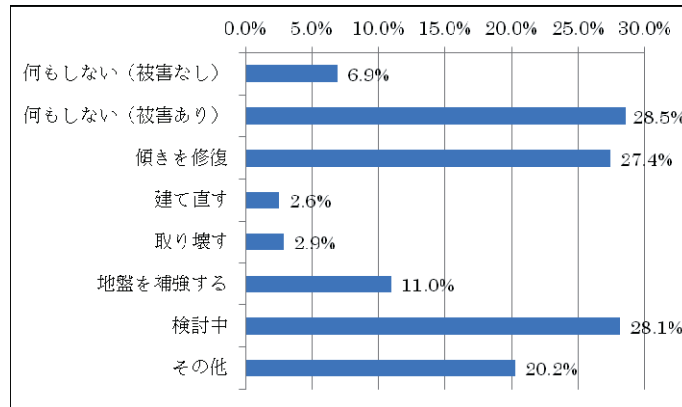


図 28 住宅の利用(修復)に関して(N=939)

(11) 震災後の生活状況

18, 21, 24, 27. あなたはこの頃、どこに避難していましたか。(単一回答)

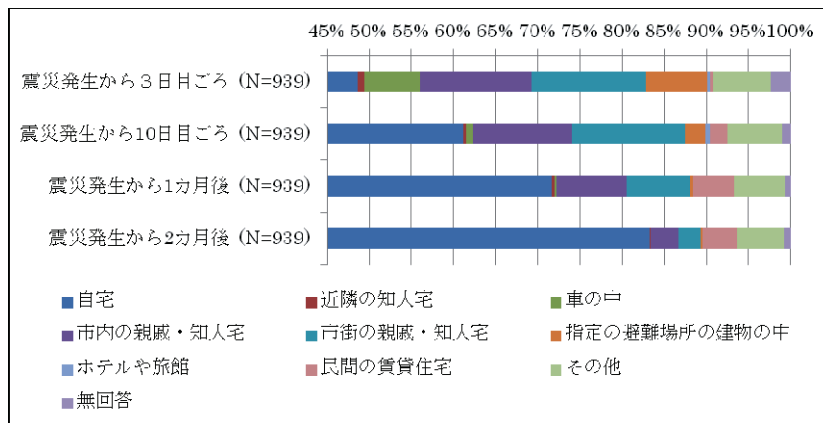


図 29 震災後の避難生活場所

19. この頃(3日目ごろ)に困ったことは何ですか。(複数回答,3つまで)

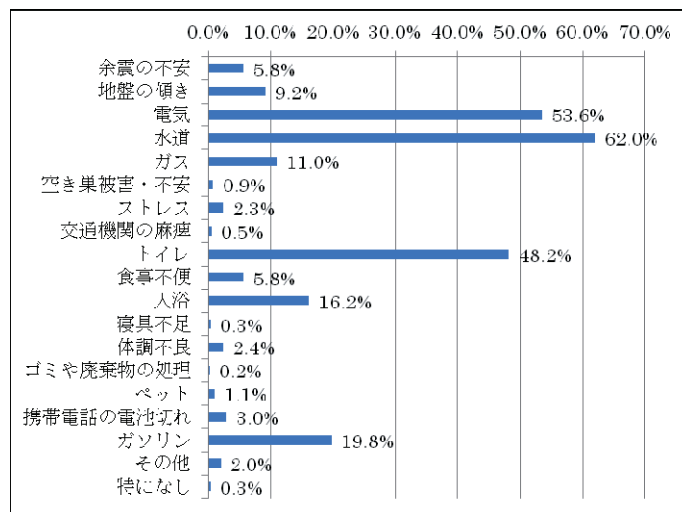


図 30 震災発生から3日目ごろ

22. この頃（10日目ごろ）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

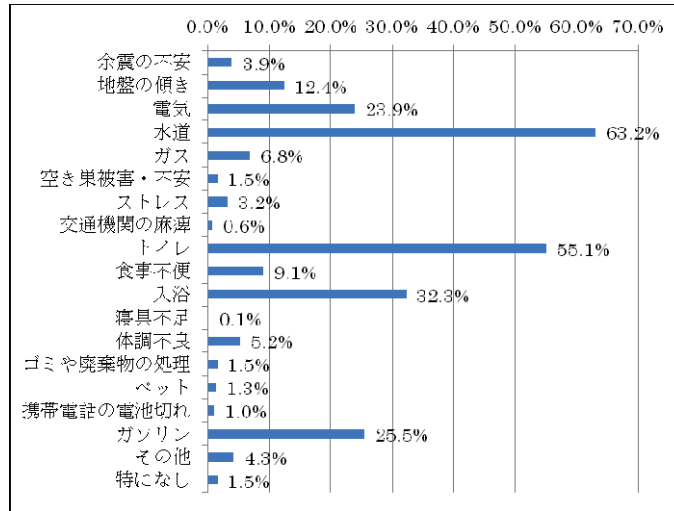


図 31 震災発生から 10 日目ごろ (N=939)

25. この頃（1 カ月後）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

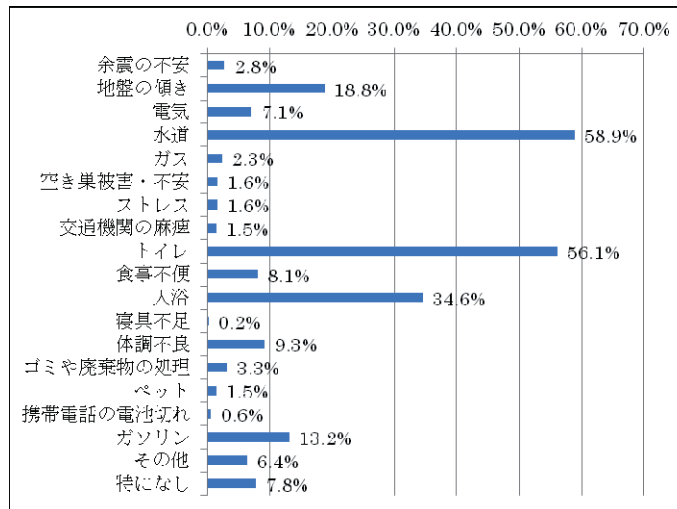


図 32 震災発生から 1 カ月後 (N=939)

27. この頃（2カ月後）に困ったことは何ですか。（複数回答,3つまで）

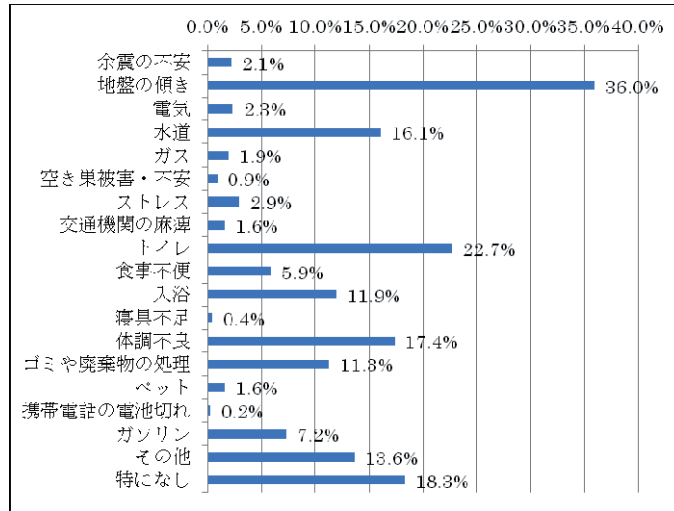


図 33 震災発生から2カ月後（N=939）

20, 23, 26, 29. この頃の生活の質は、震災前の生活と比べてどの程度であったと思いますか。震災が起こる前の生活の質の程度を「10」としたときにあてはまる部分1つに○をつけてください。（単一回答）

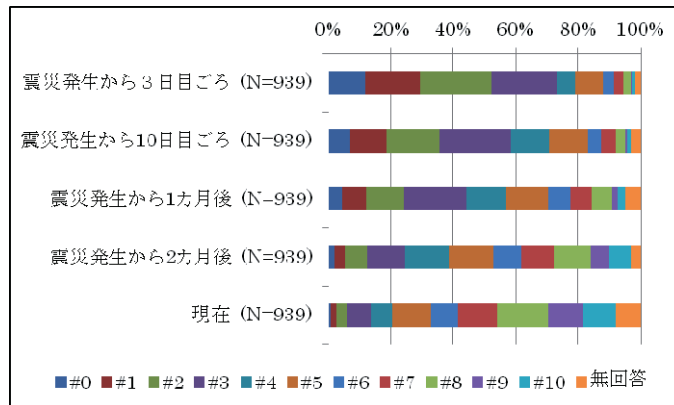


図 34 震災後の生活の質

(12) 現在の生活状況

30. あなたは現在、どこで生活されていますか。(単一回答)

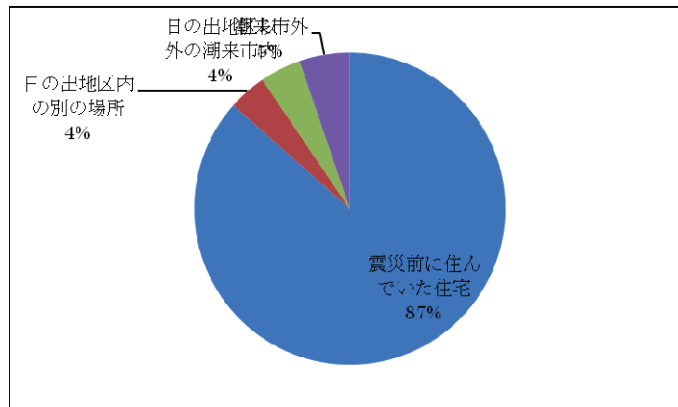


図 35 現在の生活場所 (N=939)

31. 現在生活されている住宅の費用はどのように負担されていますか。(単一回答)

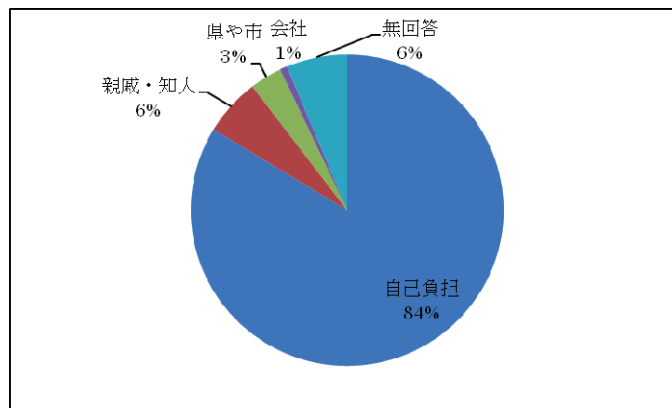


図 36 震災後の住宅費用負担 (N=808)

32. あなたは、3月11日以降に日の出地区から転居しましたか。(単一回答)

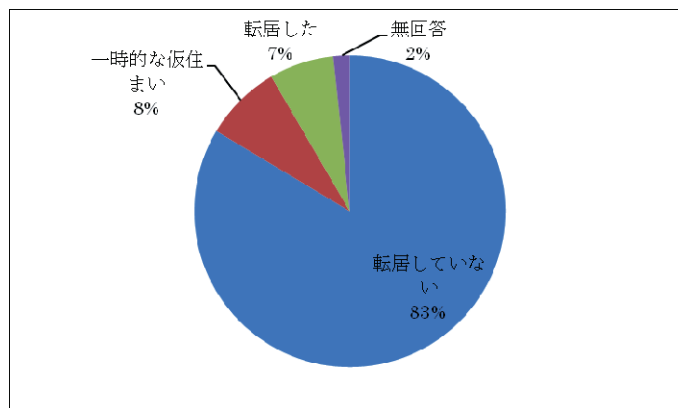


図 37 震災後の居住継続意識 (N=939)

33. 日の出地区から転居した理由として当てはまるものを選んでください。(複数回答)

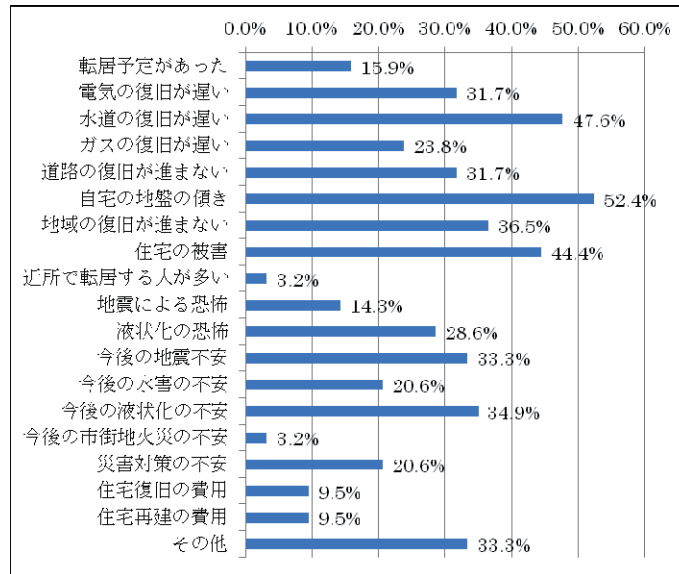


図 38 転居理由 (N=63)

34. 転居したのはいつ頃ですか。(単一回答)

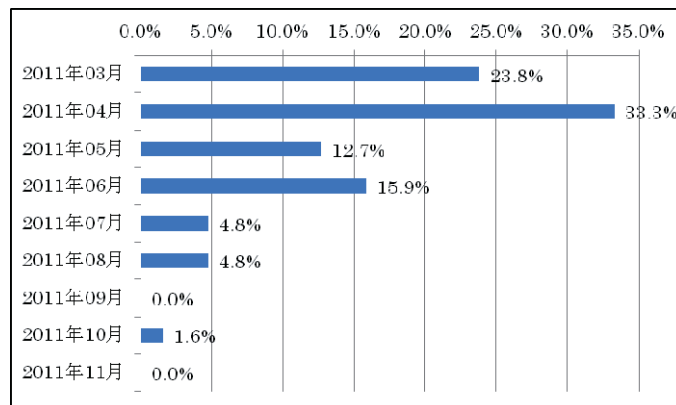


図 39 転居時期 (N=63)

(13) 今後の居住継続意識

36. あなたは、今後、日の出地区に住み続けていこうと考えていますか。(単一回答)

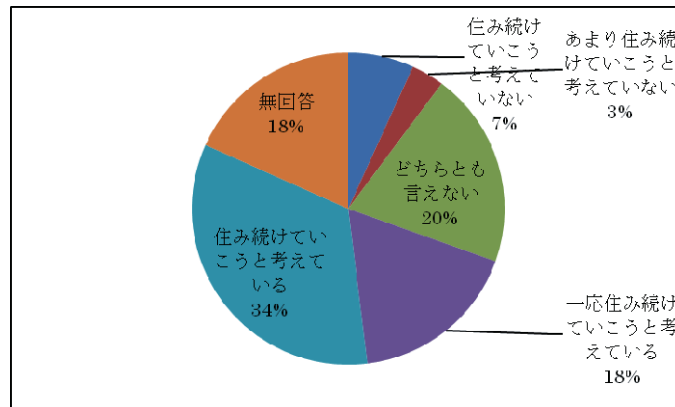


図 40 今後の居住継続意識 (N=739)

37. 日の出地区で今後住み続けようとは思わない理由をお答えください。(複数回答)

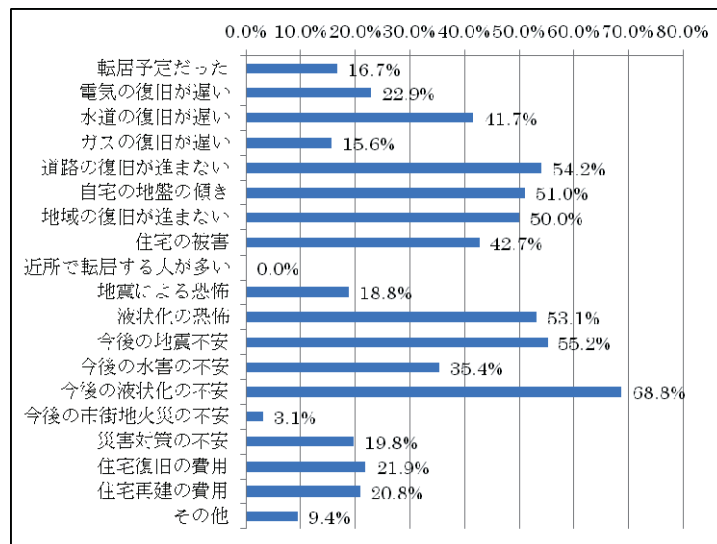


図 41 今後住み続けようと思わない理由 (N=96)

38. 日の出地区で今後も住み続けようと思う理由をお答えください。(複数回答)

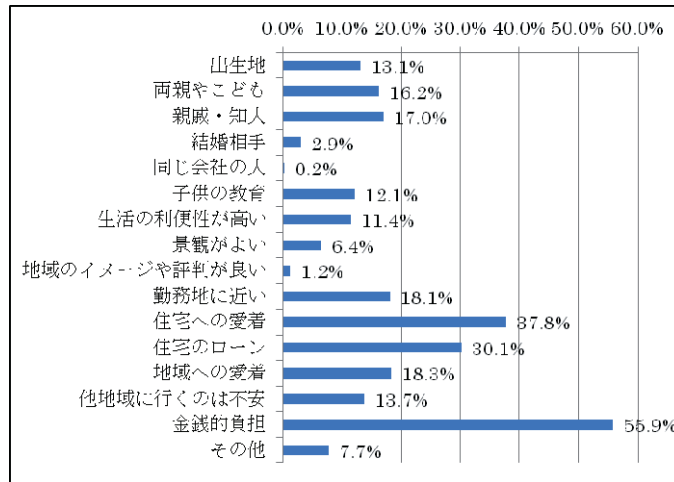


図 42 今後も住み続けようと思う理由 (N=481)

(14) 住民が必要と考える対策

39. あなた自身が日の出地区に住み続ける、あるいは戻って生活していくために、どのような対策が必要だと思いますか。(複数回答,3つまで)

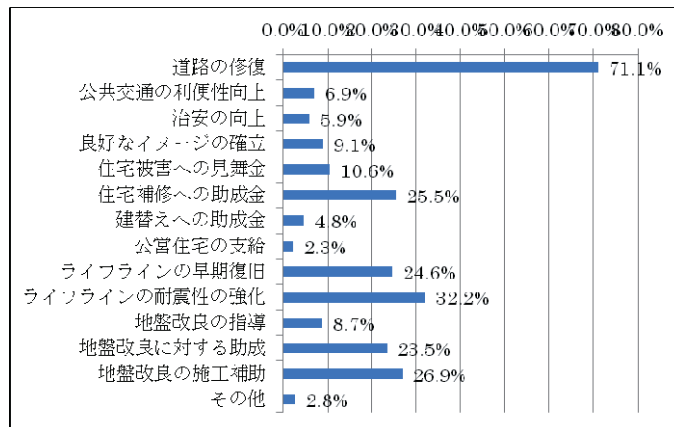


図 43 住民が必要と考える対策 (N=939)

6 設置機関等の概要

(1) 潮来市災害対策本部組織

本部長 松田 千春（市長）

副本部長 鈴木 浄博（副市長）

仲澤 富正（教育委員会教育長）

本部員 諸星 嘉津雄（総務部長）

窪谷 俊雄（市民福祉部長）

豊野 行夫（環境経済部長）※平成23年6月30日まで

坂本 行祥（環境経済部長）※平成23年7月 1日から

吉川 利一（建設部長） ※平成23年6月30日まで

今泉 栄一（建設部長） ※平成23年7月 1日から

矢幡 安一（教育委員会教育次長）

箕輪 昭二（会計管理者） ※平成23年3月31日まで

豊野 行夫（会計管理者） ※平成23年7月 1日から

坂本 行祥（議会事務局長）※平成23年6月30日まで

天川 正一（議会事務局長）※平成23年7月 1日から

(2) 潮来市震災復興本部設置要綱

(設置)

第1条 東日本大震災により未曾有の被害を受けた潮来市の復旧及び復興に向けての施策を内容とする復興計画を策定するため、潮来市震災復興本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 復旧及び復興に向けた復興計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、復旧及び復興に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第5条 本部会議の会務を円滑に行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の会務は、本部長が別に定める。

(事務局)

第6条 本部の事務を円滑に処理するため、事務局を秘書政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の事務の運営上必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年5月15日から施行する。

別表（第3条関係）

本部長	市長
副本部長	副市長，教育委員会教育長
本部員	総務部長，市民福祉部長，環境経済部長，建設部長，教育委員会教育次長，会計管理者及び議会事務局長

潮来市震災復興本部組織

本部長 松田 千春（市長）

副本部長 鈴木 浄博（副市長）

仲澤 富正（教育委員会教育長）

本部長 諸星 嘉津雄（総務部長）

窪谷 俊雄（市民福祉部長）

坂本 行祥（環境経済部長）

今泉 栄一（建設部長）※平成24年2月29日まで

佐藤 正美（建設部長）※平成24年3月 1日から

矢幡 安一（教育委員会教育次長）

豊野 行夫（会計管理者）

天川 正一（議会事務局長）

(3) 潮来市液状化対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 この告示は、東日本大震災における潮来市の液状化対策事業計画の策定にあたり、地盤の液状化に関する専門家等の意見を計画に反映させるため、潮来市液状化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、潮来市液状化対策事業計画に掲げる施策及び事業に関し、安全性及び経済性等の観点から、協議及び検討を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会の委員は、地盤の液状化に関する専門家及びその他学識経験者等で構成する。
2 委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から協議及び検討が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、秘書政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

潮来市液状化対策検討委員会委員名簿

委員	楡井 久	茨城大学名誉教授
委員	國生 剛治	中央大学工学部都市環境学科教授
委員	水野 清秀	独立行政法人 産業技術総合研究所平野地質研究グループ長
委員	風岡 修	千葉県環境研究センター地質環境研究室主席研究員
委員	卜部 厚志	新潟大学災害・復興科学研究所環境変動科学部門准教授
委員	先名 重樹	独立行政法人 防災科学技術研究所社会防災システム研究領域災害リスク研究ユニット研究員
委員	庄司 学	筑波大学システム情報系准教授
委員	箕輪 秀男	NPOリアルタイム地震情報利用協議会
委員	阪本 和久	潮来市日の出地区代表区長
委員	土子 志信	潮来市日の出地区副代表区長
オブザーバー	国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所	
オブザーバー	茨城県 土木部	
オブザーバー	東京電力 竜ヶ崎支社	
オブザーバー	NTT東日本 茨城支店	
オブザーバー	日本瓦斯 潮来営業所	